

I-1

静岡県防災会議条例

制定	昭和37年10月15日	条例第42号
改正	昭和54年7月20日	条例第27号
	平成15年10月24日	条例第47号
	平成18年3月24日	条例第27号
	平成19年3月20日	条例第42号
	平成24年10月23日	条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、静岡県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事が指名し、又は任命する委員の定数は、40人以内とする。

- 2 前項に規定する知事が任命する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、第1項に規定する知事が任命する委員の任期を短縮することができる。
- 4 第1項に規定する知事が任命する委員は、再任することを妨げない。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に幹事51人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長がこれを指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年7月20日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月24日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、改正後の静岡県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年10月14日までとする。

附 則(平成18年3月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

静岡県防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県防災会議条例（昭和37年静岡県条例第42号）第5条の規定に基づき、静岡県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の決定)

第4条 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 静岡県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (3) 市町村地域防災計画の修正について、知事に意見を具申すること。
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(書面による決議)

第6条 会長は、やむを得ない理由により会議の招集が困難であるときは、書面により委員の可否を伺い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 第1項に規定する場合においては、第3条第1項の規定にかかわらず、委員の代理はこれを認めない。
- 3 書面による決議は、回答の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

救助部会 災害応急対策計画に関すること。

施設部会 災害予防計画並びに水防に関すること。

- 2 会長は、必要と認めるときに特別部会を設けることができる。
- 3 部会は、部会長が必要と認めるとき招集し、議長となり議事を整理するものとする。
- 4 会長は、部会に出席し、発言することができるものとする。
- 5 第3条及び第4条の規定は、部会に準ずる。

(議事録)

第8条 会議については、議事録を作り、会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、静岡県危機政策課において処理する。

附 則

この要領は、昭和37年12月14日から施行する。

この要領は、平成8年11月21日から施行する。

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

静岡県防災会議委員の任命に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県防災会議条例（昭和37年静岡県条例第42条）第2条第1項の規定に基づき、知事が任命する委員の所属する機関及び役職について定めるものとする。

第2 市町及び消防機関の任命委員

知事が災害対策基本法第15条第5項第6号の規定により任命する委員は、次の表に掲げる機関の者とする。

機 関 名
静岡県市長会
静岡県町村会
静岡県消防長会
公益財団法人静岡県消防協会

第3 指定公共機関または指定地方公共機関の任命委員

知事が災害対策基本法第15条第5項第7号の規定により任命する委員は、次の表に掲げる機関の役員又は職員とする。

(1) 指定公共機関

機 関 名
独立行政法人水資源機構
日本銀行
日本赤十字社
日本放送協会
中日本高速道路株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本電信電話株式会社
日本郵便株式会社
日本通運株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
電源開発株式会社

(2) 指定地方公共機関

機 関 名
大井川土地改良区
静岡ガス株式会社
一般社団法人静岡県LPガス協会
伊豆箱根鉄道株式会社
静岡鉄道株式会社
一般社団法人静岡県トラック協会
静岡放送株式会社
一般社団法人静岡県医師会
公益社団法人静岡県看護協会
一般社団法人静岡県建設業協会
富士山静岡空港株式会社

附 則

この要綱は、平成6年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

静岡県災害対策本部条例

昭和37年10月15日 条例第43号
改正 平成8年3月28日 条例第31号
改正 平成17年3月25日 条例第3号
改正 平成24年10月23日 条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、静岡県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(一部改正〔平成8年条例31号・24年55号〕)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
4 副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は、上司の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)
(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員をこれに充てる。
4 部長は、部の事務を掌理する。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)

(方面本部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に方面本部を置くことができる。
2 方面本部に属する本部職員(次項において「方面本部職員」という。)は、本部長が指名する。
3 方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員をこれに充てる。
4 方面本部長は、方面本部の事務を掌理する。

(追加〔平成8年条例31号〕、一部改正〔平成17年条例3号〕)

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をこれに充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
(追加〔平成8年条例31号〕)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
(一部改正〔平成8年条例31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成8年3月28日条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

静岡県災害対策本部運営要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び静岡県災害対策本部条例（昭和37年静岡県条例第43号）第6条の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する静岡県災害対策本部等（放射性物質の大量放出による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する原子力災害対策本部を除く。以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 本 部

(組織及び分掌事務)

- 第2条 本部に、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる指令部（以下「指令部」という。）及びその他の部（以下「各部」という。）を置く。
- 2 指令部は、県の災害応急対策の総合調整、対外的な総合窓口機能及び市町が実施する災害対応の支援を所掌し、その事務を処理するため、別表本部の1に掲げる班及びグループ（以下「指令部各班」という。）を置き、別表本部の3に掲げる事務を分掌する。
 - 3 各部に別表本部の1に掲げる班（以下「各部各班」という。）を置き、別表本部の4に掲げる事務を分掌する。
 - 4 本部を設置したときは、「静岡県災害対策本部」の表示をする。

(副本部長)

- 第3条 副本部長は、副知事及び警察本部長をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事はその職務を代理する。

(危機管理監)

- 第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部員を指揮し本部の事務を処理する。
- 2 危機管理監は、指令部長として指令部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
 - 3 危機管理監に事故があるときは、危機管理監代理がその職務を代理する。

(本部員)

第4条 本部員は、別表本部の2に掲げる者をもって充てる。

(指令部各班)

- 第5条 指令部各班に班長及びグループ長（以下「指令部各班長」という。）を置く。
- 2 指令部各班長は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、指令部長を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
 - 3 指令部各班長は、第8条に規定する本部員会議に出席するとともに、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、本部員会議に報告する。
 - 4 指令部各班は、指令部各班において災害応急対策に従事する職員（以下「指令部各班員」という。）をもって構成し、指令部各班員は、関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定めておくものとする。
 - 5 指令部各班長は、災害応急対策が円滑に行われるように、指令部各班員の勤務ローテーションについてあらかじめ定めておくものとする。
 - 6 危機管理監は災害の状況に応じ、指令部各班員の構成を変更することができる。
 - 7 指令部各班員は、本部が設置されたときは、直ちに指定された配置場所に参集する。

(各部各班)

第6条 各部に部長及び危機担当監を、各部各班に班長を置く。

- 2 部長は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 危機担当監は別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長を補佐する。
- 4 危機担当監は、所管する職員の中から、代理となる者（以下「危機担当監代理」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 5 各部各班の班長は、別表本部の2に掲げる職にある者をもって充て、部長、危機担当監を補佐するとともに、所属の要員を指揮監督する。
- 6 各部各班の班長は、所管する職員の中から、災害応急対策に従事する職員（以下「各部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。
- 7 部長は、勤務外において、各部各班員が不足し、初動体制の確保が困難な班（第22条に定める方面本部各班を含む。）がある場合は、部内において必要な調整等を行い、所管する職員を当該不足する班の事務に従事するよう、各部各班員としてあらかじめ定めておくことができる。
- 8 各部各班員の指定にあたっては、災害応急対策等が円滑に行われるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。
- 9 本部長は災害の状況に応じ各部各班及び各部各班員の構成を変更することができる。
- 10 部長は災害の状況に応じ所管する部の各部各班員の構成を変更することができる。
- 11 各部は、円滑な災害応急対策等を行うため、指令部と連携を密にするものとする。特に、くらし・環境部、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部においては、班員を危機管理センターに派遣し、相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。
- 12 各部に部の危機管理業務を総括する危機管理担当課を置く。危機管理担当課は別表本部の2に掲げる課をもって充てる。
- 13 各部に第11条に定める配備体制において情報収集等に従事する危機管理関係課を置く。危機管理関係課は別表本部の2に掲げる課をもって充てる。

（業務調整要員）

第7条 本部員、指令部各班員及び各部各班員以外の職員（以下「業務調整要員」という。）については、危機管理監が別に定める業務に従事するものとする。

（本部員会議）

第8条 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長等に出席を求めることができる。
- 3 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。
- 4 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の出席を要請することができる。
- 5 本部長は、対策を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認められる時は、国の職員、その他関係機関の職員等の出席を要請することができる。

（対策会議）

第9条 複数の部にまたがる緊急事案に迅速に対処するため、本部が設置された時をもって本部内に対策会議を設置し、各部局の所管業務に関する災害応急対策の実施状況について情報共有を図るとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。

- 2 対策会議は、危機管理監又はそれを代理するものが主宰し、危機管理監が必要と判断し出席を求める危機担当監、及び機関の代表者をもって構成する。危機管理監は、必要に応じて、対策会議の内容を本部長に報告する。

3 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

(班長会議)

第10条 指令部対策グループ長は、災害応急対策について、指令部各班等及び各部各班との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を開催する。

2 班長会議は、関係班長をもって構成する。

(局地的な災害における本部の設置)

第10条の2 局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市町が災害対策本部を設置した場合において、知事はその対策を必要と認めるときは、本部を設置する。

(配備体制)

第11条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表共通の1に掲げるいずれかの配備体制（情報収集体制、警戒体制、特別警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部）をとる。なお、動員の規模は、状況に応じて拡大又は縮小することができる。

2 本部が設置された際の本部長、副本部長、本部員、指令部各班員、各部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2-1、2-2に定める。

3 前2項における動員の規模は、その都度本部長等が決定するものとし、災害の状況に応じて柔軟に編成する。

4 勤務外における災害に係る連絡体制は、各部各班が別に定める。

5 本部が設置されたのち、第5条及び第6条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(班員の参集状況報告等)

第12条 指令部各班長及び各部各班の班長は、班員の参集状況を把握し、指令部総務班長に報告する。

(災害応急対策に従事する要員の方面本部等に対する派遣)

第13条 本部長は、災害応急対策に従事する要員を、必要に応じ方面本部等に派遣することができる。

(本部の廃止)

第14条 本部長は、本部設置の必要が無くなったと判断したときは、本部を廃止する。

(関係機関への通知)

第15条 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

- (1) 国の災害対策本部長
- (2) 消防庁長官
- (3) 防災関係機関の長
- (4) 市町長
- (5) その他の機関の長

第3章 方面本部

(方面本部の設置)

第16条 本部の地方組織として、別表方面本部の2に掲げる方面本部を置くことができる。

(組織及び分掌事務)

第17条 方面本部に方面本部長、副方面本部長、方面本部員及び班長を置く。

2 方面本部にその事務を処理するため、別表方面本部の1に掲げる指令班（以下「方面本部指令班」という。）及びその他の各班（以下「方面本部各班」という。）を置く。

- 3 方面本部の所管区域及び方面本部を構成する出先機関は、別表方面本部の2に定めるところによる。
- 4 方面本部各班は、別表方面本部の3に掲げる事務を分掌する。
- 5 方面本部を設置したときは、方面本部室に「静岡県災害対策本部〇〇方面本部」の表示をする。

(方面本部長)

第18条 方面本部長は、地域局長をもって充てる。

- 2 方面本部長は、方面本部の事務を所掌し、所属の要員を指揮監督する。
- 3 方面本部長は、災害の状況に応じ、方面本部各班の構成を変更することができる。
- 4 方面本部長は、所管地域内で災害が発生した場合において、災害応急対策実施のため必要と認めるときは、本部と調整のうえ、他の地域局長に対して、支援を求めることができる。

(副方面本部長)

第19条 副方面本部長は、地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、方面本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

(方面本部員)

第20条 方面本部員は、別表方面本部の2に掲げる者をもって充てる。

(方面本部指令班)

第21条 方面本部指令班は、方面本部の事務を処理し、方面本部の災害応急対策の総合調整と対外的な総合窓口機能を所掌するとともに、方面本部管内の市町災害対策本部の運営を支援する。

- 2 方面本部指令班長は、地域局の職員のうち、あらかじめ地域局長が指定した職員をもって充てる。
- 3 方面本部指令班長は、方面本部長を補佐し、所属の要員を指揮監督するとともに、第24条に規定する方面本部員会議に出席し、必要に応じ、所管業務に関する災害応急対策の実施状況について報告する。
- 4 方面本部指令班は、方面本部指令班において災害応急対策に従事する職員（以下「方面本部指令班員」という。）をもって構成し、方面本部指令班員は、関係所属長の推薦に基づき地域局長があらかじめ定めておくものとする。
- 5 方面本部指令班には、別表方面本部の3に掲げる係又はスタッフ（以下、「係等」という。）を置き、災害応急対策に従事する要員をあらかじめ定めておくとともに、方面本部指令班員の勤務ローテーションについてもあらかじめ定めておくものとする。
- 6 係等に係長又はスタッフ長を置く。
- 7 方面本部指令班長は、災害の状況に応じ、方面本部指令班員の構成を変更することができる。
- 8 方面本部指令班長は、管内の被害状況を把握するために必要があると認めるときは、安全に十分に配慮のうえ、所属の要員を現地調査のために派遣することができる。
- 9 方面本部指令班員は、方面本部が設置されたときは、直ちに方面本部室又はあらかじめ定められた参集先に参集する。

(方面本部各班)

第22条 方面本部各班長は別表方面本部の2に定める出先機関の長をもって充てる。また、班長が副方面本部長である場合には班ごとに適宜上位等級者をもって充てる。

- 2 方面本部各班の班長は、班の事務を所掌し、班に所属する要員を指揮監督する。
- 3 地域局長が指定する班に副班長を置く。副班長は、あらかじめ地域局長が定めた者をもって充て、班長を補佐する。

- 4 方面本部各班の班長は、所管する職員の中から、災害応急対策に従事する要員（以下「方面本部各班員」という。）をあらかじめ定めておくものとする。なお、方面本部物資班等、他の所属の職員を構成員とする班・係については、関係所属長の推薦に基づき、地域局長があらかじめ定めておくものとする。
- 5 方面本部各班の班長は、勤務外において、方面本部各班員が不足し、初動体制確保が困難な場合は、本部において当該班を所管する部長に、部内の他の班の職員を方面本部各班員として当該班の事務に従事させるよう要請することができる。
- 6 方面本部各班員の指定にあたっては、災害応急対策が円滑に行われるように、班員の勤務ローテーションについて、あらかじめ定めておくことができる。
- 7 方面本部各班の班長は、災害の状況その他特別な事由がある場合は、各班員の構成を変更することができる。
- 8 方面本部各班は、円滑な災害応急対策を行うため、所管する職員の中から、方面本部指令班との連絡調整に従事する職員をあらかじめ定める。特に、健康福祉班及び土木班は、班員を方面本部室に派遣し、方面本部指令班との相互の情報共有や連絡調整業務等を行うものとする。

（業務調整要員）

第23条 方面本部員、方面本部指令班員及び方面本部各班員以外の要員（以下「業務調整要員」という。）については、方面本部長が別に定める業務に従事するものとする。

- 2 総合庁舎で業務に就く指令班駐在は、参集した業務調整要員を方面本部長の命あるまで待機させ、その間は駐在業務に従事させることができる。

（方面本部員会議）

第24条 方面本部長は、方面本部の災害応急対策について協議するため、必要に応じて方面本部員会議を開催する。

- 2 方面本部員会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部員又は方面本部員の属する班の副班長をもって構成する。ただし、必要に応じて、方面本部員以外の班長等に出席を求めることができる。
- 3 方面本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて方面本部員会議に報告する。
- 4 方面本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部員会議への連絡員の出席を要請することができる。

（方面本部対策会議）

第25条 複数の班にまたがる緊急事案に迅速に対処するため、方面本部に方面本部対策会議を設置する。

- 2 方面本部対策会議は、方面本部長、副方面本部長及び方面本部長が指定する副班長をもって構成する。
- 3 副班長は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、方面本部長に報告するとともに、方面本部長からの指示を所属する班へ伝達する。
- 4 方面本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、方面本部対策会議への連絡員の参加を要請することができる。

（配備体制）

第26条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表共通の1に掲げるいずれかの配備体制（情報収集体制、警戒体制、特別警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部）をとる。なお、動員の規模は、状況に応じて拡大又は縮小することができる。

- 2 方面本部長、副方面本部長、方面本部員、方面本部指令班員、方面本部各班員及び業務調整要員の動員計画については、別表共通の2-1、2-2に定める。

- 3 局地的な災害における方面本部の体制は、第3章に定める規定に関わらず、指令班を中心に方面本部長の判断により柔軟に編成できるものとする。
- 4 勤務外における連絡体制は、方面本部各班が別に定める。
- 5 方面本部が設置されたのち、第21条及び第22条に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(班員の参集状況等)

第27条 方面本部の各班長は、班員（業務調整要員含む。）の参集状況を把握し、方面本部長に報告する。

- 2 方面本部長は、前項の参集状況を取りまとめ、本部指令部総務班長に報告する。

(方面本部の廃止)

第28条 本部長は、方面本部設置の必要が無くなったと判断したときは、方面本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第29条 方面本部長は、方面本部が設置され、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

- (1) 管内市町長
- (2) 方面本部防災関係機関の長

第4章 災害警戒本部及び災害警戒方面本部

(災害警戒本部の設置)

第30条 本部長は、大規模な災害の発生のおそれがあり、災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、災害に対する警戒が必要とする場合に災害警戒本部を設置する。

(災害警戒方面本部の設置)

第31条 本部長は、災害警戒本部が設置された場合、災害警戒本部の地方組織として災害警戒方面本部を置くことができる。

(準用)

第32条 第1章から第3章まで、第6章から第9章まで及び別表本部の1から別表方面本部の3までの規定は、災害警戒本部及び災害警戒方面本部について準用する。

第5章 現地災害対策本部

(組織)

第33条 本部長は、被災地において人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

- 2 現地災害対策本部は、被災地において本部の事務の一部を行なう。
- 3 現地災害対策本部は、主な被災地を管轄する方面本部管内に設置する。その際、当該方面本部の組織は現地災害対策本部に包含される。
- 4 現地災害対策本部を設置したときは、現地災害対策本部の設置場所に「静岡県災害対策本部現地災害対策本部」の表示をする。

(現地災害対策本部長等)

第34条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員を置く。

- 2 現地災害対策本部長は、副本部長（警察本部長を除く。）、本部員又は方面本部長のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地災害対策副本部長は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうち

から本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 現地災害対策本部員は、本部員、方面本部長、副方面本部長又は方面本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地災害対策本部において災害応急対策等に従事する要員は、指令部各班員及び各部各班員のうちから指令部各班長及び各部各班長が指名した要員並びに現地災害対策本部を設置した方面本部の方面本部指令班員及び方面本部各班員をもって充てる。

(現地災害対策本部長の権限)

第35条 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部を設置した方面本部及び任務の遂行に当たり必要な方面本部並びに防災関係機関に対し、必要な指示をすることができる。

(現地災害対策本部の廃止)

第36条 本部長は、現地災害対策本部設置の必要が無くなったと判断したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(関係機関への通知)

第37条 第15条の規定は、本部長が現地災害対策本部を設置し、又は廃止したときに準用する。

第6章 市町災害対策本部の支援

(市町災害対策本部の支援)

第38条 本部長及び方面本部長は、市町における被害状況等を迅速かつ的確に把握し、市町災害対策本部に対する効果的な職員派遣等の支援を決定する。

(市町支援機動班員の派遣)

第39条 本部長は、必要があると認めるときは、あらかじめ指名した職員（以下「市町支援機動班員」という。）を市町災害対策本部に派遣する。

2 市町支援機動班員は、派遣された市町を管轄する方面本部と連携し、市町が実施する災害応急対策全般の支援を行うほか、必要に応じて被害状況の現地調査を行うものとする。

(市町情報収集要員の派遣)

第40条 方面本部長は、必要があると認めるときは、あらかじめ指名した職員（以下「市町情報収集要員」という。）を市町災害対策本部に派遣する。

2 市町情報収集要員は、方面本部指令班長の指揮監督のもと、派遣された市町に関する情報の収集及び連絡調整等を行うものとする。

(県職員による応援職員の派遣)

第41条 本部長は、市町情報収集要員又は市町支援機動班員からの情報等により、被災市町だけでは十分な災害対応ができない、又はそのおそれがあると判断した場合、当該市町の意向を踏まえ、県職員による応援職員の派遣を行う。

(広域応援の受入調整)

第42条 本部指令部は、被災市町からの応援要請に基づき、国や協定を締結している都道府県、県内他市町による応援職員の派遣について調整するものとする。

第7章 防災関係機関との連携

(防災関係機関との連絡等)

第43条 防災関係機関と常に密接な連絡を図り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、本部長は、必要に応じ、協力を要請するものとする。

2 本部長は、防災関係機関の長に対し、本部への連絡員の派遣を要請することができる。

- 3 本部に派遣された防災関係機関の連絡員は、本部との連絡調整業務及び災害応急対策業務につくものとする。
- 4 指令部各班長は、関係防災機関の活動内容や地域の調整等を行うため、必要に応じ、調整会議を開催する。
- 5 方面本部長は、防災関係機関の長に対し、方面本部への連絡員の派遣を要請することができる。
- 6 方面本部に派遣された防災関係機関の連絡員は、方面本部指令班において災害応急対策業務につくものとする。
- 7 方面本部指令班長は、関係防災機関の活動内容や活動地域の調整等を行うため、必要に応じ、調整会議を開催する。

(自衛隊等への連絡)

第44条 本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、直ちに自衛隊等に対して、連絡員の派遣を要請するとともに、災害派遣等の準備を要請するものとする。

(自衛隊等への災害派遣要請)

第45条 方面本部長は、市町長から自衛隊等の災害派遣の要求があったときは、災害状況、要請事由、期間、出動人員、派遣区域及び活動内容等を明らかにして、本部長に連絡するものとする。ただし、本部長から別に指示があった場合は、本部長への連絡は不要とする。

- 2 本部長が前項の連絡を受け災害派遣の要請を決定したときは、危機管理監は次の事項を行う。
 - (1) 自衛隊等に対する災害派遣要請
 - (2) 方面本部に対する通知及び自衛隊等の受入体制等についての指示
- 3 方面本部長は、前項の自衛隊等の災害派遣通知を受けたときは、次の事項を行うものとする。ただし、管内市町からの複数の自衛隊等の派遣要求に対して、それらの全てに対応することは困難であると判断される場合は、方面本部長は次の事項を行う前に、自衛隊等と調整を行ったうえで派遣先市町を決定することができる。
 - (1) 要求のあった市町長への災害派遣通知及び受入体制の指示
 - (2) 作業が迅速かつ効果的に行われるための作業計画の作成
 - (3) 自衛隊等と連絡調整を図るための窓口の明確化

(緊急消防援助隊の受援に係る調整等)

- 第46条 緊急消防援助隊の受援に係る調整等については、消防組織法の定めによるほか、静岡県緊急消防援助隊受援計画に基づき行うものとする。
- 2 消防組織法第44条の2に基づき消防応援活動調整本部（以下「消防調整本部」という。）を設置した場合は、本部の分掌事務のうち、別表本部の3の緊急消防援助隊との調整に関するものを消防調整本部が行うものとする。
 - 3 前項の消防調整本部には、指令部対策グループの中から、あらかじめ要員を定め、当該業務に従事させるものとする。
 - 4 緊急消防援助隊の円滑な受援のため、各方面に消防応援活動調整本部を設置する場合においても、方面本部指令班の中から、あらかじめ要員を定め、当該業務に従事させることができる。

第8章 服 務 等

(勤務外における職員の措置)

第47条 職員は、勤務外において本部又は方面本部の設置を知ったときは、別表共通の2-1、2-2に基づき参集するものとする。

(職員の心構え)

第48条 職員は、災害応急対策を支援する自衛隊等の防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

2 職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、本部又は方面本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班に協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第9章 平常時対策

(平常時対策の推進)

第49条 部局長及び出先機関の所属長は、本庁及び出先機関の防災に関する平常時対策を推進するとともに、進捗状況を管理する。

(災害対策に関する研修及び訓練)

第50条 指令部各班長、部局長及び出先機関の所属長は、本部及び方面本部設置時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、災害対策に関する研修及び訓練を実施するものとする。

2 職員は、前項の研修及び訓練に参加しなければならない。

第10章 その他

(復興対策本部の検討)

第51条 知事は、災害対策本部による災害応急対策を進めるとともに、被災者の生活再建や新たなまちづくり等の復興業務の推進を図るため、復興対策本部を別途立ち上げることについて適切な時期に検討を行う。

(委任)

第52条 この要領に定めるほか、災害の種類、地域等の特性に応じて運営体制を定めている場合は、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、昭和37年12月14日から施行する。

この改正は、昭和57年5月18日から施行する。

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

この改正は、平成2年4月1日から施行する。

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

この改正は、平成8年3月28日から施行する。

この改正は、平成8年4月1日から施行する。
この改正は、平成9年1月10日から施行する。
この改正は、平成9年4月1日から施行する。
この改正は、平成10年4月1日から施行する。
この改正は、平成10年6月15日から施行する。
この改正は、平成11年4月1日から施行する。
この改正は、平成12年4月1日から施行する。
この改正は、平成13年4月1日から施行する。
この改正は、平成14年4月1日から施行する。
この改正は、平成15年4月1日から施行する。
この改正は、平成15年7月25日から施行する。
この改正は、平成16年1月5日から施行する。
この改正は、平成16年4月1日から施行する。
この改正は、平成17年4月1日から施行する。
この改正は、平成17年6月6日から施行する。
この改正は、平成17年7月1日から施行する。
この改正は、平成17年8月10日から施行する。
この改正は、平成18年4月1日から施行する。
この改正は、平成19年4月1日から施行する。
この改正は、平成20年4月1日から施行する。
この改正は、平成20年11月1日から施行する。
この改正は、平成21年4月1日から施行する。
この改正は、平成21年10月15日から施行する。
この改正は、平成22年4月1日から施行する。
この改正は、平成22年4月19日から施行する。
この改正は、平成23年4月1日から施行する。
この改正は、平成24年4月1日から施行する。
この改正は、平成25年4月1日から施行する。
この改正は、平成26年4月1日から施行する。
この改正は、平成27年4月1日から施行する。
この改正は、平成28年4月1日から施行する。
この改正は、平成29年4月1日から施行する。
この改正は、平成30年4月1日から施行する。
この改正は、平成31年4月1日から施行する。
この改正は、令和元年7月10日から施行する。
この改正は、令和2年4月1日から施行する。
この改正は、令和2年4月27日から施行する。
この改正は、令和3年4月1日から施行する。
この改正は、令和3年7月8日から施行する。
この改正は、令和4年4月1日から施行する。
この改正は、令和5年4月1日から施行する。
この改正は、令和5年12月20日から施行する。
この改正は、令和6年4月1日から施行する。
この改正は、令和7年4月1日から施行する。
この改正は、令和7年12月22日から施行する。

別表共通の1 「災害時の配備体制とその基準」

事象	配備体制	情報収集体制	警戒体制	特別警戒体制	災害警戒本部	災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報		南海トラフ臨時情報（調査中）	南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）	—	南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）	—
地震、津波、火山災害		震度4 津波注意報 気象台情報に基づく当番課長判断	震度5弱 津波警報 伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報	震度5強 噴火警戒レベル3	噴火警戒レベル4	大津波警報 噴火警戒レベル5 震度6弱以上
風水害等一般災害		気象警報（波浪、津波を除く）※1 土砂災害警戒情報 氾濫警戒情報 高齢者等避難 避難指示 市町災害対策本部設置	氾濫危険情報 台風の暴風域に入る確率が高く、日中に配備を開始する場合等、当番危機管理監代理が配備の必要を認めるとき	—	気象特別警報の発表の予告 大規模な災害の発生のおそれがあり、災害に対する警戒が必要なとき	気象特別警報 洪水予報河川における氾濫発生情報及び水位周知河川における大規模な氾濫の確認 —
災害による人的被害		重傷者1名以上又は軽傷者15名以上	死者、行方不明者の発生	要救助者の発生又は死者、行方不明者5名以上	—	—
災害による住家被害		全壊、半壊、床上浸水の発生又は一部損壊が10戸以上	—	—	1市町以上が災害救助法適用程度に達する見込み	1市町以上が災害救助法の適用申請 —
その他		停電や交通障害の発生等、県民生活に支障が見込まれ、当番課長が配備の必要を認めるとき	—	大規模な停電や交通障害の発生等、県民生活に重大な支障が見込まれ、危機管理監が配備の必要を認めるとき	—	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき —
配備の内容		関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部等に移行できる体制（参集後、状況に応じてローテーションに移行）	全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制（災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う）
配備課等		危機管理部当番 交通基盤部当番※6 地域局当番※2 危機管理関係課※8 等	危機管理部要員 交通基盤部当番※6 地域局当番※2 危機管理担当課※7 危機管理関係課※8 等	危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部当番※6 地域局要員※3 危機管理担当課※7 危機管理関係課※8 等	知事・副知事 災害警戒本部員 危機担当監 災害警戒本部指令部※4 災害警戒方面本部要員※5 交通基盤部当番※6 危機管理担当課※7 危機管理関係課※8 等	知事・副知事 本部員 危機担当監 本部指令部※4 方面本部要員※5 道路、医療、物資等担当部局 危機管理担当課※7 危機管理関係課※8 等 全職員参集
配備規模		50人規模	120人規模	830人規模	960人規模	1,500人規模 7,000人規模

※1 交通基盤部の配備体制については、大雨・洪水・高潮の各注意報、波浪警報のいずれかが県下に発表されたとき。

※2 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。

※3 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。

※4 危機管理部以外の職員は、本部長の指示により参集する。

※5 地域局以外の職員は、方面本部長の指示により参集する。

※6 風水害における交通基盤部の配備体制は、水防計画における水防配備基準を優先適用するが、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。

※7 要領第6条第12項に定める危機管理担当課

※8 要領第6条第13項に定める危機管理関係課

・地域局における配備基準は、特別警戒体制以下の場合、管内で発生した事象において適用する。

その他、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を執る。

・空港振興局は、「南海トラフ地震臨時情報」、「地震災害」、「風水害等一般災害」を対象として配備体制をとる。このうち、「風水害等一般災害」は、当該事象が島田市又は牧之原市に発生し、且つ、特に被害が予想される場合（台風の進路に当たる場合など）とする。

別表共通の2-1 「災害応急対策要員動員計画（地震（震度6弱以上））」

区 分		時 点	災害対策本部設置時		
			勤務中 ※1	勤務外 ※1	
災害対策本部	本部長	直ちに災害対策本部の業務に就く		直ちに参集し、災害対策本部の業務に就く	
	副本部長				
	本部員				
	指令部各班員				
	市町支援機動班員				
	各部各班員				
	危機担当監				
	危機管理担当課				
	危機管理関係課				
方面本部	方面本部長	直ちに方面本部の業務に就く		直ちに参集し、方面本部の業務に就く	
	副方面本部長				
	方面本部員				
	方面本部指令班員	勤務する所属で待機し、指示により派遣先市町で業務に就く※3	直ちに指定された市町に参集し、業務に就く		
	市町情報収集要員				
	方面本部各班員			直ちに方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部の業務に就く
	拠点要員			直ちにあらかじめ指定された場所へ参集し業務に就く	直ちにあらかじめ指定された場所に参集し業務に就く
土木班	直ちに方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部の業務に就く			
共通	業務調整要員	勤務する所属で待機し、指示された業務に就く※3	直ちに居住地周辺の総合庁舎に参集し、指示された業務に就く※2※3		

※1 「勤務中」とは、勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は「勤務中」に該当する。

※2 静岡市内に居住する県庁勤務者は所属に参集する。

※3 指示による場合は、本部は本部長が、方面本部は方面本部長が指示する。

(注1) 出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。

(注2) 上記以外の場合は、連絡により配備体制に就く。

別表共通の2-2 「災害応急対策要員動員計画（地震（震度6弱以上）以外）」

区分		時 点		
		災害対策本部又は災害警戒本部設置時		
		勤務中 ※1	勤務外 ※1	
災害対策本部又は災害警戒本部	本部長	直ちに災害対策本部又は災害警戒本部の業務に就く※3	直ちに参集し、災害対策本部又は災害警戒本部の業務に就く※3	
	副本部長			
	本部員			
	指令部各班員			
	市町支援機動班員	勤務する所属で待機し、指示により災害対策本部若しくは災害警戒本部又は方面本部若しくは災害警戒方面本部に参集し、派遣先市町で業務に就く。※4	自宅等で待機し、指示により災害対策本部若しくは災害警戒本部又は方面本部若しくは災害警戒方面本部に参集し、派遣先市町で業務に就く。※4	
	危機管理部職員以外	勤務する所属で待機し、指示により指令部の業務に就く※4	自宅等で待機し、指示により参集し、指令部の業務に就く※4	
	各部各班員	危機担当監	直ちに災害対策本部又は災害警戒本部の業務に就く	直ちに参集し、災害対策本部又は災害警戒本部の業務に就く
		業務を有する班員		
上記以外の班員		勤務する所属で待機し、指示により災害対策本部又は災害警戒本部の業務に就く※4	自宅等で待機し、指示により参集し、災害対策本部又は災害警戒本部の業務に就く※4	
方面本部又は災害警戒方面本部	方面本部長	直ちに方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く	直ちに参集し、方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く	
	副方面本部長			
	方面本部員			
	方面本部指令班員	勤務する所属で待機し、指示により方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く※4	自宅等で待機し、指示により方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く※4	
	市町情報収集要員	勤務する所属で待機し、指示により指定された市町に参集し業務に就く※4	自宅等で待機し、指示により指定された市町に参集し業務に就く※4	
	業務を有する班員	勤務する所属で待機し、指示により参集し方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く※4	自宅等で待機し、指示により参集し方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く※4	
	方面本部各班員	拠点要員	勤務する所属で待機し、指示によりあらかじめ定められた場所で業務に就く※4	自宅等で待機し、指示によりあらかじめ定められた場所へ参集し、業務に就く※4
上記以外の班員		勤務する所属で待機し、指示により方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く※4	自宅等で待機し、指示により参集し方面本部又は災害警戒方面本部の業務に就く※4	
共通	業務調整要員	勤務する所属で待機し、指示により災害対策本部若しくは災害警戒本部又は方面本部若しくは災害警戒方面本部の業務に就く※4	自宅等で待機し、指示により居住地周辺の総合庁舎に参集し、指示された業務に就く※2※4	

※1 「勤務中」とは、勤務時間の内外を問わず勤務所で業務に従事している状況をいい、勤務時間外に現に勤務している場合は「勤務中」に該当する。

※2 静岡市内に居住する県庁勤務者は所属に参集する。

※3 災害警戒本部の場合、指令部各班員は指示により業務に就く。

※4 指示による場合は、本部は本部長が、方面本部は方面本部長が指示する。

(注1) 出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。

(注2) 上記以外の場合は、連絡により配備体制に就く。

別表本部の2 「静岡県災害対策本部編制表」

区 分	構 成 員	
本部長	知事（災害対策基本法第23条第2項に規定）	
副本部長	副知事（担任地域のある副知事は、原則として担任の地域に駐在する）、警察本部長	
本部員	危機管理監	危機管理監
		企画部長、デジタル戦略部長、総務部長、財務部長、危機管理部長、くらし・環境部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、農林水産統括部長、交通基盤部長、出納局長、企業局長、議会事務局長、教育長、教育部長
本部員会議	本部長、副本部長、本部員	
対策会議	危機管理監、危機管理監が必要と判断し、出席を求める危機担当監及び機関の代表者	
部及び各班	部長及び危機担当監、 危機管理担当課、危機管理関係課、班長	班 員
指令部	部長 危機管理監、 危機管理部長、危機管理監代理兼危機管理部部長代理、危機管理監代理兼危機報道官、 危機管理監代理兼LGX推進官、危機管理部理事（災害医療）、危機管理部理事（防災技術）	
対策グループ	危機対策課長	関係部局長の推薦に基づき危機管理監があらかじめ定める
情報グループ	危機情報課長	
応援連携グループ	危機政策課長	
被災者支援調整グループ	危機情報課参事兼課長代理	
総務班	危機管理部総務課長	
広報班	広聴広報課長	
原子力班	参事兼原子力安全対策課長	
通信班	危機対策課長	
企画部	部長 企画部長、デジタル戦略部長（デジタル戦略班に関することに限る） 危機担当監 企画部次長 危機管理担当課 総務課	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
総務班	総務課長	
企画班	企画課長	
知事政策班	知事政策課長	
デジタル戦略班	電子具庁課長	
地域外交班	地域外交課長	
総合教育班	総合教育課長	
総務部	部長 総務部長 危機担当監 総務部次長 危機管理担当課 総務課 危機管理関係課 広聴広報課	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
総務班	総務課長	
秘書班	秘書課長	
法務文書班	法務文書課長	
人事班	人事課長	
職員厚生班	職員厚生課長	
地域振興・市町行財政班	市町行財政課長	
財務部	部長 財務部長 危機担当監 財務部次長 危機管理担当課 総務課	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
総務班	総務課長	
財政班	財政課長	
税務班	税務課長	
行政経営班	行政経営課長	
建築管理班	財務部参事（営繕担当）	
くらし・環境部	部長 くらし・環境部長 危機担当監 政策管理局長 危機管理担当課 総務課	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
くらし・環境政策管理班	政策管理局長	
県民生活班	県民生活局長	
建築住宅班	建築住宅局長	
環境班	環境局長	

区 分	構 成 員	
スポーツ・文化観光部	部長 危機担当監 危機管理担当課 危機管理関係課	スポーツ・文化観光部長 スポーツ・文化観光部参事兼総務課長 総務課 観光政策課、空港管理課、空港管理課空港調整室
スポーツ・文化観光管理班	総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
スポーツ班	部参事（スポーツ担当）	
文化班	部参事（文化担当）	
観光班	部理事（観光産業振興担当）	
空港班	部参事（空港担当）	
健康福祉部	部長 危機担当監 危機管理担当課	健康福祉部長 政策管理局長 企画政策課
健康福祉総括班	政策管理局長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
医療救護班	医療局長	
感染症対策班	感染症管理センター長	
要配慮者支援班	福祉長寿局長	
健康支援班	健康局長	
生活衛生班	生活衛生局長	
経済産業部	部長 危機担当監 危機管理担当課 危機管理関係課	（ことに限る） 政策管理局長 総務課 農地保全課、水産振興課、森林保全課 （柱ノ産業部長、農林水産部部長、農林水産部部長、農地班、森林・林業班、水産・海洋班に関する）
物資班	政策管理局長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
経済産業政策管理班	政策管理局長	
産業革新班	産業革新局長	
就業支援班	就業支援局長	
商工業班	商工業局長	
農業班	農業局長	
農地班	農地局長	
森林・林業班	森林・林業局長	
水産・海洋班	水産・海洋局長	
交通基盤部	部長 危機担当監 危機管理担当課	交通基盤部長 政策管理局長 土木防災課
交通基盤政策管理班	政策管理局長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
建設経済班	建設経済局長	
道路班	道路局長	
河川砂防班	河川砂防局長	
港湾班	港湾局長	
都市班	都市局長	
出納部	部長 危機担当監 危機管理担当課	出納局長 出納局次長 会計総務課
出納第1班	会計総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
出納第2班	用度課長	
企業部	部長 危機管理担当課	企業局長 経営課
総括班	経営課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
水道企画班	水道企画課長	
地域整備班	地域整備課長	
がんセンター部	部長 危機管理担当課	がんセンター局長 マネジメントセンター県庁駐在
がんセンター県庁駐在班	マネジメントセンター長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会部	部長 危機管理担当課	議会事務局長 総務課
総務班	総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
議会班	議事課長	
災害情報連絡班	政策調査課長	

区 分	構 成 員	
人事委員会部	部長 人事委員会事務局長 危機管理担当課（兼 監査委員会部、労働委員会部の危機管理担当課）人事委員会事務局総務課	
人事第1班	総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
人事第2班	給与審査課長	
人事第3班	職員課長	
監査委員部	部長 監査委員事務局長	
監査班	監査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
労働委員会部	部長 労働委員会事務局長	
労働班	調整審査課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
収用委員会部	部長 収用委員会事務局長 危機管理担当課 収用委員会事務局	
収用班	収用委員会事務局次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育部	部長 教育部長 危機担当監 教育部理事参事（政策管理担当） 危機管理担当課 健康体育課	
教育総務班	教育総務課長	} 所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
教育政策班	教育政策課長	
教育DX推進班	教育DX推進課長	
財務班	財務課長	
教育施設班	教育施設課長	
教育厚生班	教育厚生課長	
義務教育班	義務教育課長	
高校教育班	高校教育課長	
特別支援教育班	特別支援教育課長	
健康体育班	健康体育課長	
社会教育班	社会教育課長	
新図書館整備班	新図書館整備課	
警察部	部長 警備部長 危機管理担当課 緊急事態対策課	
警察班	緊急事態対策課長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める
中央連絡部	部長 東京事務所長	
中央連絡班	東京事務所次長	所管する職員の中から、班長があらかじめ定める

別表本部の3 「静岡県災害対策本部指令部各班事務分掌」

班	事務分掌
対策グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理監の特命事項に関する事。 2 情報発信の管理に関する事。 3 要請対応の調整に関する事。 4 対策実施状況の記録及び表示に関する事。 5 陸上支援部隊との調整に関する事。 6 緊急消防援助隊との調整に関する事。 7 海上支援部隊との調整に関する事。 8 ヘリ等航空機の運用の調整に関する事。 9 緊急輸送ルート調整に関する事。 10 物流機関との調整に関する事。 11 市町支援機動班との連絡・調整に関する事。 12 空港現地運用班の運用に関する事。 13 燃料の確保・調整に関する事。 14 ライフライン機関との調整に関する事。 15 災害救助法の適用に関する事。
情報グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部指令部から発信する情報の取りまとめに関する事。 2 被害地図の作成に関する事。 3 情報のトリアージに関する事。 4 指令部内の情報共有に関する事。 5 県本部各部各班、方面本部、市町本部、消防本部等の関係機関等への情報伝達（一斉FAXを含む）に関する事。 6 FUJISAN等からの各種情報の取りまとめに関する事。 7 ISUTとの連携等、電子地図情報の集約に関する事。 8 SNS、協定事業者等からの情報収集に関する事。 9 方面本部との連絡調整に関する事。
応援連携グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部員会議の運営に関する事。 2 県本部各部との連携に関する事。 3 国（現地本部等）との連携に関する事。 4 応援職員の調整に関する事。
被災者支援調整グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者支援状況の取りまとめに関する事 2 被災者支援に係る指令部各班及び各部各班との連絡調整に関する事 3 被災者支援に係る中間支援組織との連絡調整に関する事 4 被災者支援連絡会の運営に関する事

班	事務分掌
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の経理に関すること。 2 国の現地対策本部の受入れ及び支援に関すること。 3 静岡県地震防災センターにおける本部後方支援に関すること。 4 本部要員の生活維持に関すること。 5 業務調整要員の配置調整に関すること。 6 職員参集状況の取りまとめに関すること。
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、災害応急対策実施状況などの災害関連情報の提供に関すること。 2 記者発表における報道機関への対応に関すること。 3 県ホームページ、SNS等を利用した情報の発信に関すること。 4 災害応急対策の実施状況の記録写真等の収集整理に関すること。 5 広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議に関すること。 6 県幹部、指令部及び各部への取材調整に関すること。 7 災害時の県民からの問合せへの対応に関すること。 8 市町、その他機関の要請に基づく広報に関すること。
原子力班	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力発電所に関すること。 <p>※原子力災害対策（警戒）本部を設置する場合は、当該業務を優先する。</p>
通信班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線等の利用、調整に関すること。 2 防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること。 3 災害対策本部の情報映像機器の操作等に関すること。

応急対策期の各段階において、対応すべき業務が異なることから、それぞれの時期に応じて組織体制を柔軟に変更して対策を講ずる。

別表本部の4 「静岡県災害対策本部各部各班事務分掌」

(1) 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認に関すること。 2 班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務 該当する事務の所管室 (課)に共通	1 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。 2 災害復旧事業に係る被害調査に関すること。 3 災害復旧事業計画の策定に関すること。 4 災害復旧事業の実施に関すること。 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理に関すること。 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受け入れに関すること。 7 その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

区 分	事 務 分 掌
企画部	
総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の災害応急対策の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
大阪事務所	1 海外報道機関への対応の支援に関すること。 2 震災に関する海外調査団受入手続きの支援に関すること。 3 外国人からの見舞状の受付、感謝状等の作成についての支援に関すること。
企画班	
企画課	
知事政策班	
知事政策課	
デジタル戦略班	
デジタル戦略課	CATV施設の被害状況の確認に関すること。
電子県庁課	1 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能確保に関すること。 2 SDOネットワーク（インターネット系を含む）及び県庁クラウドの機能復旧に関すること。 3 人事給与システム、財務会計システムの復旧に関すること。
統計活用課	
地域外交班	
地域外交課	駐日外国公館との連絡調整に関すること。
多文化共生課	1 旅券事務の執務体制の確保に関すること。 2 災害時多言語支援センターの設置及び運営に関すること。
総合教育班	
総合教育課	県立大学及び静岡文化芸術大学の災害応急対策の支援及び連絡調整に関すること。
総務部	
総務班	
総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の災害応急対策の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
秘書班	
秘書課	1 本部長（知事）及び副本部長（副知事）の秘書に関すること。 2 本部長及び副本部長の災害地現地視察に関すること。 3 皇室の災害見舞の応援に関すること。
法務文書班	
法務文書課	1 官報報告及び県公報の発行に関すること。 2 条例、規則の審査に関すること。 3 情報公開（公文書開示）に関すること。 4 文書の收受・発送及び公印の管理に関すること。

区 分	事 務 分 掌	
人事班	人事課	1 県の行う災害応急対策のための職員配置等人的措置に関すること。 2 職員の安否調査及び対策に関すること。 3 サテライトオフィスの被害の取りまとめに関すること。
職員厚生班	職員厚生課	1 被災職員の住宅確保の支援に関すること。 2 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関すること。 3 職員の災害補償に関すること。 4 本部及び方面本部職員の健康管理に関すること。
地域振興・市町行政班	地域振興課 市町行政課	1 市町行政の応援に関すること。 2 各種選挙の執行管理に関すること。 3 市町財政の応援に関すること。
財務部		
総務班	総務課	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部内関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の災害応急対策の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 6 本庁舎及び総合庁舎の被害調査に関すること 7 本庁舎の機能維持に関すること。 8 県庁自衛消防隊の活動に関すること。 9 庁内電話システムの機能確保措置に関すること。
財政班	財政課	災害対策の予算措置に関すること。
税務班	税務課	災害による県税の救済措置及び県税関係システムの機能確保に関すること。
行政経営班	行政経営課	県有財産の災害応急対策への活用に関すること。
建築管理班	建築企画課 建築工事課 設備課	1 解体関係団体との連絡調整に関すること。 2 施工中の県有建築物、県有建築設備の地震災害応急対策に関すること。 3 災害対策本部くらし・環境部建築住宅班、方面本部土木班との連携・支援に関すること。 4 財務部総務課及び財務部行政経営課の支援に関すること。
くらし・環境部		
くらし・環境政策管理班	総務課 経理課 企画政策課（移住・定住担当）	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 部関係の被害の取りまとめに関すること。 3 部内の災害応急対策の推進に関すること。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 5 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
県民生活班	県民生活課	1 生活関連物資の価格需給動向の調査、情報提供及び国の緊急措置の要請に関すること。 2 不当取引事業者の指導に関すること。 3 消費生活相談及び県民相談に関すること。 4 震災復興相談センター調整会議の運営に関すること。 5 NPO活動の支援に関すること。 6 ふじのくにNPO活動支援センターの被害調査及び災害応急対策に関すること。
	くらし交通安全課	1 交通事故相談の実施に関すること。 2 交通安全関係団体との連絡調整に関すること。
	男女共同参画課	1 男女共同参画の視点からの災害応急対策に係る情報収集・提供に関すること。 2 被災者や支援者に対する男女共同参画の視点からの相談に関すること。 3 男女共同参画センターの被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 男女共同参画センター周辺の緊急避難者への対応に関すること。 5 男女共同参画団体に対する応援協力要請に関すること。

区 分	事 務 分 掌
建築住宅班	
住まいづくり課 公営住宅課	1 住宅（公営住宅を含む）の被害調査に関する事。 2 住宅被災者に対する災害融資、建築及び入居相談等支援に関する事。 3 応急仮設住宅の建設・借上げ及び公営住宅への一時入居に関する事。 4 災害復興公営住宅の供給及び建設・指導等に関する事。 5 県営住宅の応急修理に関する事。 6 災害対策本部経営管理部財務班、方面本部土木班との連携・支援に関する事
建築安全推進課	1 建築物の被害調査に関する事。 2 地震被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定に関する事。 3 建築制限と仮設建築物に対する制限緩和実施区域の指定に関する事。 4 震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関する事。 5 災害対策本部交通基盤部建設支援班、方面本部土木班との連携・支援に関する事。
環境班	
環境政策課	フロン回収に関する事。
環境ふれあい課	県民の森及び県立森林公園の被害調査及び災害応急対策に関する事。
自然保護課	
廃棄物リサイクル課	1 清掃指導並びにし尿、生活系ごみ、がれき、残骸物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 廃棄物の処理に係る県民、事業者の指導に関する事。 4 災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業に係る国庫補助に関する事。
生活環境課	1 大気汚染に係る発生源監視に関する事。 2 水質汚濁に係る発生源監視に関する事。 3 有害物質による二次災害未然防止対策に関する事。
水資源課	1 飲料水、生活水の確保及び供給に関する事。 2 水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 水道施設災害復旧に係る広域支援に関する事。 4 水道施設の復旧指導に関する事。
盛土対策課	盛土造成箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。
スポーツ・文化観光部	
スポーツ・文化観光管理班	
総務課 企画経理課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部関係の被害の取りまとめに関する事。 3 部内の災害応急対策の推進に関する事。 4 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 5 部内職員の安否の取りまとめに関する事。
スポーツ班	
スポーツ政策課	
スポーツ振興課	県武道館、県立水泳場及び富士水泳場の災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。
文化班	
文化政策課	1 県立美術館及びふじのくに地球環境史ミュージアムの災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。 2 グランシップ及び舞台芸術公園の災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。
文化財課	1 文化財の被害調査に関する事。 2 文化庁への応援依頼に関する事。 3 文化財等の応急措置に関する事。
富士山世界遺産課	静岡県富士山世界遺産センターの災害応急対策の応援及び連絡調整に関する事。
観光班	
観光政策課 観光振興課	1 観光関係の被害調査に関する事。 2 観光客の避難状況等の動向調査に関する事。 3 県有観光施設の災害応急対策及び連絡調整に関する事。 4 公営国民宿舎等に対する2次の避難者の収容の協力要請に関する事。 5 二次的避難所としてのゴルフ場施設の確保、あっせんに関する事。
空港班	
空港管理課 空港振興課	1 静岡空港の被害状況の把握に関する事。 2 定期便・チャーター便等航空機の運行状況の把握に関する事。 3 空港利用者の混乱防止、避難誘導等の空港の安全確保に係る取組状況の把握に関する事。 4 空港保安管理規程等に基づき運営権者が行う緊急時対応の適正な実施の確保に関する事。
空港管理課空港調整室	空港周囲部の施設に係る被害状況の把握及び応急復旧に関する事。

区 分	事 務 分 掌
健康福祉部	
健康福祉総括班	
総務課 経理課 企画政策課 各局総務班	1 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 2 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 4 部内の災害応急対策の推進に関する事。 5 健康福祉部関係の県有施設の被害状況の把握に関する事。 6 健康福祉部関係の被害の取りまとめに関する事。 7 災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関する事。 8 災害救助法に基づく救助を市町長が行うこととする通知に関する事。 9 災害救助法に係る市町への指導に関する事。 10 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給に係る国との調整及び申請に関する事。 11 災害援護資金の貸付に関する国との調整及び申請に関する事。 12 災害弔慰金の支給等に関する法律に係る市町への指導に関する事。 13 被災者生活再建支援金に係る(財)都道府県会館との調整及び申請書の取りまとめに関する事。 14 被災者自立生活再建支援金(県単)の支給に関する事。 15 応急仮設住宅の必要戸数の把握に関する事。
医療救護班	
医療政策課 地域医療課	1 被災者の医療救護に関する事。 2 医療救護施設の開設状況の把握に関する事。 3 医療救護施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 4 病院等医療施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 5 医師その他の医療従事者の確保に関する事。 6 災害時の遺体の検案医師及び身元確認に必要な歯科医師の確保に関する事。 7 広域医療搬送活動に関する事。 8 救護班の受入に関する事。 9 被災妊産婦、新生児の医療に関する事。 10 DMATの受入・活動調整に関する事。 11 応援ヘリコプター(ドクターヘリ)の受入及び応援活動に関する事。
薬事課	1 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 2 薬剤師等の確保及び派遣に関する事。 3 医薬品等の確保及び供給に関する事。 4 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握に関する事。
疾病対策課	1 難病患者等(人工呼吸器装着者等)の支援に関する事。 2 人工透析患者の支援に関する事。
障害福祉課	1 精神科病院の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 DPATの受入・活動調整に関する事。
国民健康保険課	保険診療の取扱いの特例に関する事。
感染症対策班	
感染症対策課	1 感染症指定医療機関等防疫関係施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 被災地の防疫に関する事。
要配慮者支援班	
地域福祉課	1 生活福祉資金の貸付に関する事。 2 保護施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。
福祉長寿政策課	1 社会福祉施設の被害調査及び災害応急対策の取りまとめに関する事。 2 県災害ボランティア本部・情報センターとの連携に関する事。 3 DWATの受入・活動調整に関する事。 4 義援金に関する事。
こども政策課	
こどもみらい課	児童福祉施設(保育所、認定こども園)等の被害調査及び災害応急対策に関する事。
こども家庭課	1 被災児童、母子世帯の援護に関する事。 2 被災児童のメンタルヘルスに関する事。 3 児童福祉施設(児童養護施設等)の被害調査及び災害応急対策に関する事。
私学振興課	1 私立学校の被害状況調査及び応急教育に関する事。 2 教育部及び関係機関との連絡に関する事。
介護保険課 福祉指導課	1 被災老人の援護支援に関する事。 2 老人福祉施設等高齢者関係施設の被害調査及び災害応急対策支援に関する事。 3 災害時の介護保険の取扱いに関する事。

区 分		事 務 分 掌
障害者政策課	障害者政策課	1 災害障害（児）者の援護に関する事。 2 障害（児）者福祉施設の被害調査及び災害応急対策に関する事
	障害福祉課	災害障害（児）者の援護に関する事。
健康支援班		
健康増進課 健康政策課	健康増進課 健康政策課	1 災害者の健康支援に関する事。 2 保健師、栄養士等の受入に関する事。 3 JDAT、JDA-DATの受入・活動調整に関する事 4 給食施設の被害調査及び災害応急対策に関する事
	障害福祉課 精神保健福祉センター	1 災害者の精神保健対策に関する事。 2 DPATの受入・活動調整に関する事。
生活衛生班		
衛生課	衛生課	1 火葬場の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 遺体の埋火葬の広域調整に関する事。 3 生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保に関する事。 4 動物園等の被害調査及び安全対策に関する事。 5 動物の愛護管理に関する事。 6 食品衛生の確保に関する事。 7 と畜場及び食鳥処理場の被害調査及び災害応急対策に関する事。 8 遺体収容所の設置状況の把握に関する事。 9 遺体搬送車両の調達及びあっせんに関する事。 10 遺体措置に係る資器材の調達及びあっせんに関する事。
経済産業部		
物資班		
総務課	総務課	1 緊急物資の広域物資輸送拠点ごとの配分調整に関する事。 2 広域物資輸送拠点の運営に関する事。 3 緊急物資調達に関する事。
経済産業政策管理班		
総務課 経理課 産業政策課	総務課 経理課 産業政策課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 農林水産業に関する激甚災害指定の取りまとめに関する事。 6 部所管県有施設の被害状況の取りまとめに関する事。 7 中小企業に関する激甚災害指定の取りまとめに関する事。 8 産業被害全般にわたる災害の取りまとめ及び総合調整に関する事。
組合検査課	組合検査課	
産業革新班		
産業イノベーション推進課	産業イノベーション推進課	1 農林水産物等被害の技術対策の支援に関する事。 2 被災中小企業に対する技術支援に関する事。
新産業集積課	新産業集積課	被災中小企業に対する技術相談に関する事。
マーケティング課	マーケティング課	県内業者からの緊急物資（副食）の調達及びあっせんに関する事。
エネルギー政策課	エネルギー政策課	災害時の電力需給逼迫警報に係る調整に関する事。
就業支援班		
産業人材課	産業人材課	1 被災後の労働相談に関する事。 2 労政会館・いこいの家（おとり荘）の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 就業相談に関する事。
職業能力開発課	職業能力開発課	1 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発に関する事。 2 技術専門学校・あしたか職業訓練校の訓練生の安否等に関する事。
商工業班		
商工振興課	商工振興課	1 産業経済会館及びインキュベーションセンターの被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 商工業関係の被害の取りまとめに関する事。
企業立地推進課	企業立地推進課	1 浜松内陸コンテナ基地の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 静岡県医療健康産業研究開発センターの被害調査及び災害応急対策に関する事
商工金融課	商工金融課	1 中小企業に対する災害金融支援に関する事。 2 労働金庫の業務指導に関する事。
経営支援課	経営支援課	商工3団体の被害状況の把握に関する事。
地域産業課	地域産業課	1 鉱山及び休廃止鉱山の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 緊急物資（生活必需品）及び復旧資材の調達及びあっせんに関する事。

区 分	事 務 分 掌
農業班	
農業戦略課	1 農作物・生産施設等の被害の取りまとめに関する事。 2 農作物等被害の技術対策に関する事。 3 農業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 4 AOI-PARC(先端農業推進拠点)の被害調査及び災害応急対策に関する事。
農業ビジネス課	1 農林大学の学生の安否等に関する事。 2 農業災害補償に関する事。 3 農業者の災害金融に関する事。
食と農の振興課	保管農薬の安全対策に関する事。
お茶振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。
農産振興課	1 農作物等の被害調査の支援に関する事。 2 農作物等被害の技術対策の支援に関する事。 3 県内業者からの緊急物資(主食)の調達及びあっせんに関する事。
畜産振興課	1 家畜、家さん及び畜産施設の被害調査に関する事。 2 家畜飼料及び畜産物に関する事。 3 家畜の衛生対策に関する事。
農地班	
農地計画課	1 農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関する事。 2 関係機関との連絡・総合調整に関する事。
農地整備課	1 農地・農業用施設 の被害の調査及び災害応急対策に関する事。 2 県有土地改良施設(農地防災ダム)の被害状況等の連絡及び報告体制の整備に関する事。
農地保全課	1 農地班の防災関係業務の取りまとめに関する事。 2 農地・農業用施設の被害の調査及び取りまとめに関する事。 3 土地改良施設の地震防災応急対策の促進に関する事。 4 県有土地改良施設(農地海岸)の被害状況等の連絡及び報告体制の整備に関する事。
農地調整課	農地・農業用施設の被害の調査及び取りまとめに関する事。
森林・林業班	
森林計画課	1 森林・林業班の防災関係業務の取りまとめに関する事。 2 森林・林業全般にわたる災害の取りまとめ、及び総合調整に関する事。
林業振興課	1 林産物及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 応急復旧製材品及び合板の調達及びあっせんに関する事。 3 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 4 林業者の災害金融に関する事。
森林整備課	1 造林地等の被害調査に関する事。 2 森林火災の被害調査に関する事。 3 林道関係の調査及び災害応急対策に関する事。 4 県営林の被害調査に関する事。
森林保全課	1 治山関係の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 保安林の被害調査に関する事。 3 県有防災林の被害調査に関する事。 4 林地開発許可地の被害調査に関する事。
水産・海洋班	
水産振興課	1 水産物・水産関係施設、水産業団体等の被害の取りまとめに関する事。 2 水産業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 3 漁船、養殖施設等水産関係の災害復旧に関する事。 4 漁業災害補償に関する事。 5 漁業者の災害金融に関する事。 6 県内業者からの緊急物資(水産物)の調達及びあっせんに関する事。 7 漁業高等学園の学生の安否等に関する事。
水産資源課	1 部所管取締船舶による海上輸送に関する事。 2 海上輸送に係る漁船調達の要請に関する事。
交通基盤部	
交通基盤政策管理班	
総務課	1 部内職員の参集状況及び安否の取りまとめに関する事。 2 部内各班の連絡調整のうち総務的分野に関する事。 3 応援計画に基づく部内職員の動員及び派遣に関する事。

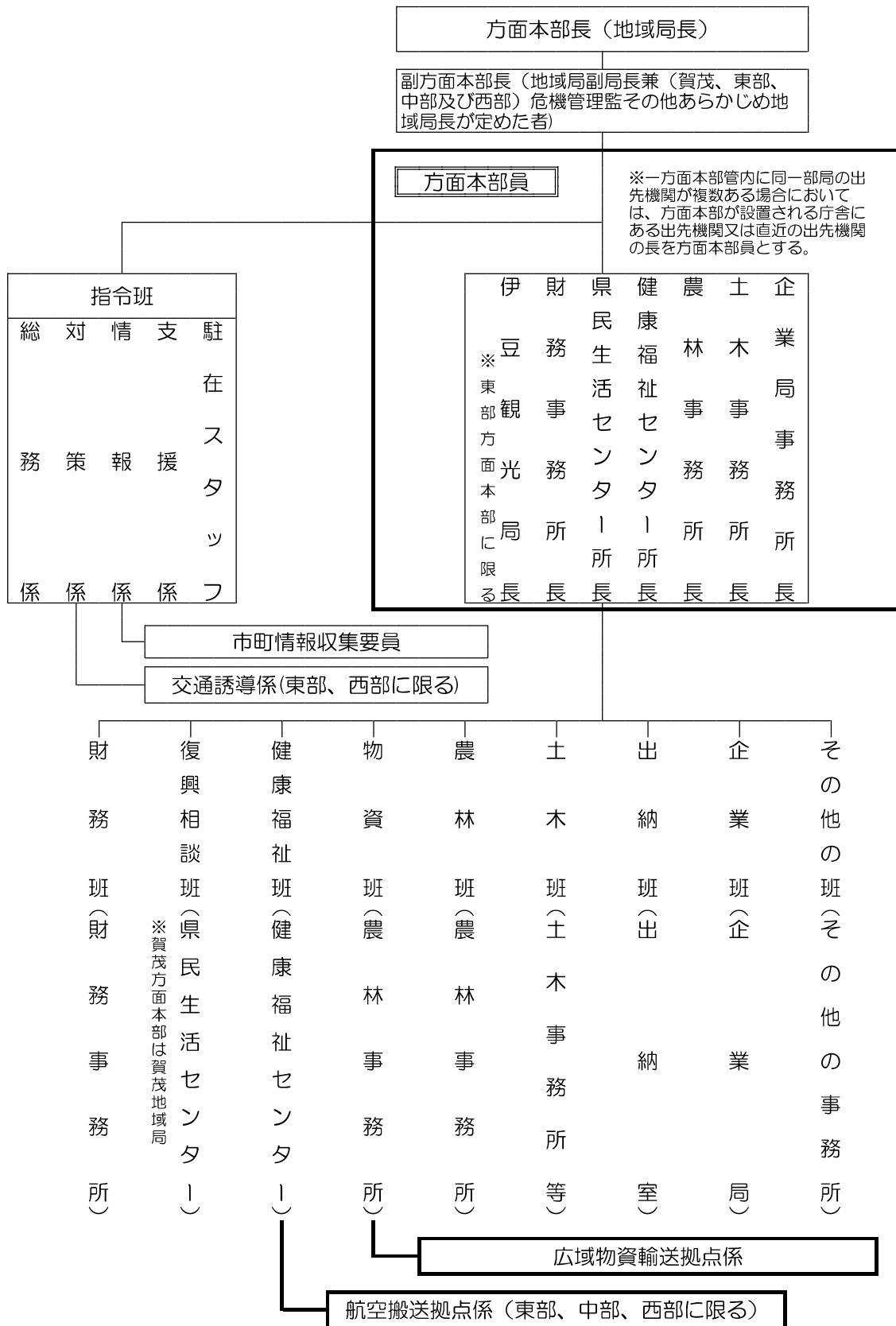
区 分	事 務 分 掌
経理課	1 国等機関との対応に関する事。 2 災害復旧事業の予算の取りまとめ。 3 部内の庁舎、公舎、設備の被害の取りまとめに関する事。 4 部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策の取りまとめに関する事。
建設政策課	部内の災害対策に係る広報の窓口。
建設経済班	
建設業課	建設業者の災害出勤状況の取りまとめに関する事。
公共用地課	廃川廃道敷の被害調査及び災害応急対策への応急使用に関する事。
技術調査課	建設事務総合システムの機能復旧に関する事。
工事検査課	
道路班	
道路企画課	有料道路通行料金の減免措置に係る連絡調整に関する事。
道路整備課	工事中の県管理国道及び県道の二次災害防止措置の連絡調整に関する事。
道路保全課	1 工事中の県管理国道及び県道の二次災害防止措置の連絡調整に関する事。 2 静岡県道路通行規制情報提供システムの運用に関する事。 3 道路及び橋梁の被害情報の収集に関する事。 4 災害時における道路の通行規制に関する事。 5 緊急輸送路その他道路施設の災害応急復旧、緊急輸送ルート確保に関する事。 6 災害時における有料道路等の一時無料開放に関する協定の実施に関する事。 7 災害時における道路占用者との連絡調整に関する事。
河川砂防班	
河川砂防管理課	災害時における河川占用者との連絡調整に関する事。
河川企画課	1 ダムの被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 直轄管理の河川施設及び海岸保全施設における被災情報の収集に関する事。
河川海岸整備課	1 河川官理施設（ダムを除く）及び海岸保全施設（港湾・漁港を除く）の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 河川海岸の津波、高潮対策に関する事。
土木防災課	1 部内職員の非常招集に関する事。 2 災害対策本部交通基盤部の設置、運営に関する事。 3 部内各班の連絡調整のうち情報、対策的分野に関する事。 4 水防本部及び水防活動に関する事。 5 公共土木施設災害復旧事業の総括に関する事。
砂防課	1 砂防関係施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 土砂災害危険箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 斜面危険度判定に関する事。 4 土砂災害警戒情報の発表等の運用に関する事。
港湾班	
港湾企画課	1 港湾内の緊急物資集積場所の確保に関する事。
港湾振興課	2 港湾の被災情報の収集に関する事。 3 災害時における管理水域内の危険箇所等への標識の設置に関する事。
港湾整備課	1 防災拠点港湾及び防災港湾等の港湾施設の応急復旧に関する事。 2 緊急物資保管等の港湾内用地及び航路啓開等の緊急輸送機能の確保に関する事。 3 港湾海岸保全施設の応急復旧に関する事。
漁港整備課	1 漁港施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 防災港湾等の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能の確保に関する事。
都市班	
都市計画課	都市復興基本計画を基にした都市計画案の作成指導及び決定（被災市街地復興推進地域の決定を含む。）に関する事。
土地対策課	1 施行中の土地利用事業箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 施行中の大規模な開発行為箇所の被害調査及び災害応急対策に関する事。
景観まちづくり課	1 都市班の防災関係業務の取りまとめに関する事。 2 施行中の土地区画整理事業地、市街地再開発事業地の被害調査及び災害応急対策に関する事。
街路整備課	1 施行中の都市施設（街路）の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 都市施設の被害の取りまとめ及び国への報告に関する事。
生活排水課	1 下水道・流域下水道の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 下水道施設の復旧に係る広域支援に関する事。 3 流域関連公共下水道の使用の制限に関する事。 4 農業集落排水施設の被害調査に関する事。
公園緑地課	都市公園の被害調査及び災害応急対策に関する事。
地域交通課	自動車運送業者による臨時バスの要請に関する事。

区 分	事 務 分 掌	
出納部		
出納第1班		
会計総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 災害時の義援金の保管に関する事。	
会計支援課	1 災害時の会計処理体制に関する事。 2 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関する事。	
出納審査課	災害時の会計書類の保管に関する事。	
集中化推進課	給与・旅費等の支払に関する事。	
出納第2班		
用度課	1 車両用燃料の緊急調達に関する事。 2 本部必要物品の調達支援・相談に関する事。 3 本庁集中管理車（協定に基づく調達車両を含む。）の配車に関する事。 4 コピーセンターの機能確保に関する事。	
企業部		
総括班		
経営課	1 部内各室の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 企業部関係の被害及び災害応急対策の取りまとめに関する事。	
水道企画班		
水道企画課	1 部所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 部所管の工業用水道及び水道施設の復旧に係る広域支援に関する事。	
地域整備班		
地域整備課	分譲・造成中の地域振興整備事業用地の被害調査及び災害応急対策に関する事。	
がんセンター部		
がんセンター県庁駐在班		
がんセンター局 県庁駐在	1 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 2 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 3 県立静岡がんセンターとの連絡調整に関する事。 4 県立静岡がんセンターの被害調査及び災害応急対策に関する事。	
議会部		
総務班		
総務課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 部関係の被害の取りまとめに関する事。 6 職員との連絡に関する事。	
秘書室	正副議長との連絡に関する事。	
議会班		
議事課	議会の会議に関する事。	
災害情報連絡班		
政策調査課	議員との連絡及び調査活動に関する事。	
人事委員会部		
人事第1班		
総務課	1 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の連絡調整に関する事。 2 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の災害応急対策の推進に関する事。 3 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の動員及び要員の確保に関する事。 4 人事委員会部、監査委員部及び労働委員会部の各部各班の安否の取りまとめに関する事。 5 人事委員会委員の安否に関する事。	
人事第2班		
給与審査課	災害時の給与分割支給に係る承認申請に関する事。	
人事第3班		
職員課	災害時の職員採用試験の実施等に関する事。	

区 分	事 務 分 掌	
監査委員部		
監査班	監査課	1 監査委員部の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 2 監査委員及び監査委員部の職員の安否に関すること。
労働委員会部		
労働班	調整審査課	1 災害時の労働委員会部の連絡体制及び職員の動員計画に関すること。 2 災害時の労働委員会委員及び労働委員会部の職員の安否に関すること。
収用委員会部		
収用班	収用委員会事務局	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の災害応急対策の推進に関すること。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 4 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 5 委員の安否確認に関すること。
教育部		
教育総務班	教育総務課	1 教育委員の安否に関すること。 2 他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関すること。
教育政策班	教育政策課	1 総合教育センター研修生の安全確保の支援に関すること。 2 被災児童生徒の教育相談に関すること。 3 教育総合ネットワークシステムの機能確保に関すること。 4 教育総合ネットワークシステムの機能復旧に関すること。
教育DX推進班	教育DX推進課	1 教育総合ネットワークシステムの機能確保に関すること。 2 教育総合ネットワークシステムの機能復旧に関すること。
財務班	財務課	災害対策事業の予算のとりまとめ
教育施設班	教育施設課	1 教育施設の応急危険度判定に関すること。 2 教育施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。
教育厚生班	教育厚生課	1 教職員の災害補償に関すること。 2 被災時に係る共済組合及び教職員互助組合との連携に関すること。 3 被災教職員の教職員住宅確保の支援に関すること。 4 教職員の健康管理に関すること。
義務教育班	義務教育課	1 市町立学校（園）の応急教育に関すること。 2 市町立学校（園）に係る教科書、学用品の確保に関すること。 3 市町立学校（園）の教職員の確保に関すること。 4 教育再開に向けた対応に関すること。
高校教育班	高校教育課	1 県立高等学校の応急教育に関すること。 2 県立高等学校に係る教科書、学用品の確保に関すること。 3 県立高等学校の教職員の確保に関すること。 4 教育再開に向けた対応に関すること。 5 所管船舶による海上輸送に関すること。
特別支援教育班	特別支援教育課	1 県立特別支援学校の応急教育に関すること。 2 県立特別支援学校に係る教科書、学用品の確保に関すること。 3 県立特別支援学校の教職員の確保に関すること。 4 教育再開に向けた対応に関すること。
新図書館整備班	新図書館整備課	県立中央図書館の災害応急対策と連絡調整に関すること。

区 分	事 務 分 掌
健康体育班	
健康体育課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内の災害応急対策の推進に関する事。 3 部内職員の動員及び要員の確保に関する事。 4 部内職員の安否の取りまとめに関する事。 5 教職員の動員及び調整に関する事。 6 公立学校（園）の幼児、児童、生徒の避難その他の対策に関する事。 7 公立学校（園）の被害状況の情報収集に関する事。 8 公立学校（園）における災害応急対策に関する事。 9 公立学校（園）への避難所設置に伴う運営協力等に関する事。 10 公立学校（園）の給食施設の災害時の活用に関する事。 11 休校その他学校管理に関する事。 12 教育関係広報の取りまとめに関する事。
社会教育班	
社会教育課	1 社会教育施設の災害応急対策と連絡調整に関する事。 2 青少年団体のボランティア活動に関する事。 3 青少年教育施設の災害応急対策と連絡調整に関する事。 4 避難所としての青少年施設のあっせんに関する事。
警察部	
警察班	
緊急事態対策課	1 警察の実施する災害応急対策の本部長への報告に関する事。 2 関係部との連絡調整に関する事。
中央連絡部	
中央連絡班	
東京事務所	1 政府、政党、上級機関に対する広報、陳情に関する事。 2 中央情報の収集に関する事。

別表方面本部の1 「静岡県災害対策本部方面本部編制図」



別表方面本部の2 「静岡県災害対策本部方面本部編制表」

区分	賀茂方面本部	東部方面本部	中部方面本部	西部方面本部
所管区域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	熱海市、伊東市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町、小山町	静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、森町
方面本部長	賀茂地域局長	東部地域局長	中部地域局長	西部地域局長
副方面本部長	地域局副局長兼（賀茂、東部、中部及び西部）危機管理監その他あらかじめ地域局長が定めた者			
方面本部員	下田財務事務所長 賀茂健康福祉センター所長 賀茂農林事務所長 下田土木事務所長	伊豆観光局長 沼津財務事務所長 東部県民生活センター所長 東部健康福祉センター所長 東部農林事務所長 沼津土木事務所長 企業局東部事務所長	藤枝財務事務所長 中部県民生活センター所長 中部健康福祉センター所長 志太榛原農林事務所長 島田土木事務所長	磐田財務事務所長 西部県民生活センター所長 西部健康福祉センター所長 中遠農林事務所長 袋井土木事務所長 企業局西部事務所長
方面本部員会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部員又は副班長			
方面本部対策会議	方面本部長、副方面本部長、方面本部長が指定した副班長			
副班長	あらかじめ地域局長等が定めた者			
方面本部指令班	あらかじめ地域局長等が指名した者で構成			
方面本部各班				
財務班	下田財務事務所	熱海財務事務所 沼津財務事務所 富士財務事務所	静岡財務事務所 藤枝財務事務所	磐田財務事務所 浜松財務事務所
復興相談班	賀茂地域局（賀茂広域消費生活センター）	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
健康福祉班	賀茂健康福祉センター	熱海健康福祉センター 東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター 富士健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
物資班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
農林班	賀茂農林事務所	東部農林事務所 富士農林事務所	志太榛原農林事務所 中部農林事務所	中遠農林事務所 西部農林事務所
土木班	下田土木事務所	熱海土木事務所 沼津土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所	静岡土木事務所 島田土木事務所 清水港管理局 焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所 浜松土木事務所 御前崎港管理事務所
出納班	賀茂出納室	東部出納室	中部出納室	西部出納室
企業班		企業局東部事務所	企業局西部事務所 榛南出張所	企業局西部事務所
その他の班	農林技術研究所伊豆農業研究センター 水産・海洋技術研究所伊豆分場	伊豆観光局 看護専門学校 吉原林間学園 動物愛護センター 静岡がんセンター 畜産技術研究所 水産・海洋技術研究所富士養鰯場 工業技術研究所沼津工業技術支援センター 工業技術研究所富士工業技術支援センター 工科短期大学校沼津キャンパス あしたか職業訓練校 静東教育事務所 静岡県富士山世界遺産センター	消防学校 県立美術館 環境衛生科学研究所 農林技術研究所果樹研究センター 水産・海洋技術研究所 工業技術研究所 漁業高等学園 工科短期大学校 計量検定所 中央図書館 焼津青少年の家 埋蔵文化財センター 女性相談センター ふじのくに地球環境史ミュージアム 環境放射線監視センター ふじのくに茶の都ミュージアム	三方原学園 磐田学園 食肉衛生検査所 農林技術研究所 農林技術研究所茶業研究センター 農林技術研究所森林・林業研究センター 畜産技術研究所中小家畜研究センター 水産・海洋技術研究所浜名湖分場 工業技術研究所浜松工業技術支援センター 農林環境専門職大学・短期大学部 浜松技術専門学校 静岡県総合教育センター 観音山少年自然の家 静西教育事務所

別表方面本部の3 「静岡県災害対策本部方面本部各班の事務分掌」

(1) 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に係る情報伝達及び発信に関すること。 2 所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3 所属職員の動員に関すること。 4 関係機関等との連絡に関すること。 5 班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管所属に共通)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3 災害復旧事業に係る被害調査に関すること。 4 災害復旧事業計画の策定に関すること。 5 災害復旧事業の実施に関すること。 6 所管災害応急対策業務に係る記録の作成及び整理に関すること。 7 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れに関すること。 8 その他特命事項に関すること。

(2) 班別事務分掌

班 名	事 務 分 掌
指令班	<p><総務係></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 方面本部の設置及び運営に関すること。 2 方面本部員会議及び方面本部対策会議に関すること。 3 方面本部の経理に関すること。 4 県現地災害対策本部の受入れに関すること。 5 方面本部各班との連絡調整に関すること。 6 方面本部要員の生活維持に関すること。 7 国、他県等関係機関への要請、陳情等の調査・整理に関すること。 8 国の機関、国会議員・県議会議員等の視察・調査に関すること。 9 管内市町、その他機関の広報要請の受理及び県本部への伝達に関すること。 10 資料提供等報道機関への対応に関すること。 11 災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真的収集整理に関すること。 12 災害時の県民からの問合せへの対応に関すること。 13 災害ボランティア活動の支援に関すること。 14 県災害ボランティア市町支援チームの受入れに関すること。 15 方面本部内の職員配分の調整に関すること 16 管内の被害状況、災害応急対策実施状況等の取りまとめ及び方面本部員会議等に係る資料の調製に関すること 17 職員の参集状況の取りまとめに関すること。 18 業務調整要員の調整に関すること。

区 分	事 務 分 掌
指令班	<p>＜対策係＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 方面本部各班の災害応急対策の実施の総括に関する事。 2 原子力発電所に関する事（中部・西部に限る。）。 ※原子力災害対策（警戒）本部を設置する場合は、当該業務を優先する。 3 各ライフライン及び危険物施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関する事。 4 管内市町、防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関する事。 5 県民からの要請の処理に関する事。 6 災害救助法の適用申請に関する事。 7 県本部指令部対策班空港現地運用班への職員派遣の調整に関する事（賀茂を除く。）。 8 救助作業隊の派遣に関する事。 9 他県等応援職員の受入れに関する事。 10 管内の災害応急対策の実施の総括に関する事。 11 方面本部各班の災害応急対策の調整に関する事。 12 管内の広域応援部隊等（DMATを除く）の受入・活動調整に関する事。 13 緊急輸送ルートを選定及び指示に関する事。 14 管内の道路、港湾、ヘリポート等災害応急対策の実施に必要な施設等の情報の収集・整理に関する事。 15 港湾、空港を使用した緊急物資の受入指示に関する事。 16 被災者生活再建支援法の適用申請に関する事。 17 管内市町の重要施設に関する燃料備蓄状況の把握に関する事
	<p>＜交通誘導係＞</p> <p>進出拠点の設置運営に関する事（東部・西部に限る。）。</p>
	<p>＜情報係＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害情報及び災害応急対策実施状況の整理・分析に関する事。 2 地震、気象情報、交通情報、社会状況等、情報の収集伝達に関する事。 3 管内市町、方面本部各班の被害報告の取りまとめ、記録の作成及び県本部への報告に関する事。 4 市町支援機動班との連携に関する事。 5 市町情報収集要員の派遣に関する事。 6 市町村行政機能チェックリストのとりまとめに関する事。 7 管内市町における災害応急対策実施状況の収集及び県本部からの指示・情報の受領に関する事。 8 防災行政無線等の利用調整に関する事。 9 県防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等の情報伝達手段の機能確保に関する事。 10 市町からの支援要請に係る文書の收受に関する事。
	<p>＜市町情報収集要員＞</p> <p>派遣された市町に関する情報の収集及び連絡調整等に関する事。</p>
	<p>＜支援係＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町災害対策本部の運営支援に関する事。 2 管内市町の災害応急対策の代行調整に関する事。 3 管内の市町に対する応援に関する事。 4 他の係の業務支援に関する事。

区 分	事 務 分 掌
指令班	<p>＜駐在スタッフ＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合庁舎内方面本部要員の生活維持に関すること。 2 総合庁舎内各班の業務等の情報収集に関すること。 3 参集する業務調整要員の参集状況の把握及び管理に関すること。 4 総合庁舎の地震防災応急対策実施に関すること（北遠総合庁舎に限る）。 5 参集する航空搬送拠点要員の参集状況の把握に関すること（浜松総合庁舎に限る。）。 6 総合庁舎内の各班の業務支援に関すること（熱海総合庁舎に限る。）。
財務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合庁舎の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置（故障等不具合への対応等）に関すること。 2 災害による県税の救済措置の実施に関すること。
復興相談班	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興相談センターの運営に関すること。 2 生活必需物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策に関すること。
健康福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法及び被災者生活再建支援法による応急救助事務の実施に関すること。 2 健康福祉センター所管事項の被害の調査及び取りまとめに関すること。 3 り災低所得者、身体障害者、知的障害者、児童、老人、母子世帯等の援護に関すること。 4 生活福祉資金の貸付に関すること。 5 市町に対する災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 6 義援金に関すること。 7 り災者の健康支援に関すること。 8 り災者の精神保健対策に関すること。 9 救護所等の設置に関すること。 10 医療救護の調整に関すること。 11 医師その他の医療応援班の派遣に関すること。 12 医療救護施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 13 災害時の遺体の検案医師及び身元確認に必要な歯科医師の確保に関すること。 14 被災地の防疫に関すること。 15 難病患者等の支援に関すること。 16 り災妊産婦、新生児の医療に関すること。 17 食品衛生及び生活衛生営業サービス（公衆浴場、理容等）の確保に関すること。 18 動物園等の被害調査及び安全対策に関すること。 19 動物の愛護管理に関すること。 20 遺体収容所の設置状況の把握に関すること。 21 遺体搬送車両の調達及びあっせんに関すること。 22 遺体措置に係る資器材の調達及びあっせんに関すること。 23 火葬場の被害調査及び災害応急対策に関すること。 24 遺体の埋火葬の広域調整に関すること。 25 医薬品等の確保及び供給に関すること。

区 分	事 務 分 掌
健康福祉班	26 薬剤師等の派遣に関する事。 27 清掃指導並びにし尿、生活系ごみ、瓦礫、残骸物の処理に関する事。 28 廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導に関する事。 29 災害廃棄物処理事業制度の運用に関する事。 30 環境衛生施設の復旧指導に関する事。 31 水道施設の被害調査及び飲料水、生活水の供給に関する事。 32 大気・水質汚濁防止関係の事務に関する事。 33 救護班・保健師の受入に関する事。 34 市町及び方面本部の保健師・栄養士稼働状況、派遣要請数の把握に関する事。 35 毒物、劇物取扱施設の被害状況の把握に関する事。 36 航空搬送拠点の要員の派遣に関する事(東部、中部、西部に限る。)。 37 航空搬送拠点の運営支援に関する事(東部、中部、西部に限る。)。 <航空搬送拠点係> 1 航空搬送拠点の設置運営に関する事(東部、中部、西部に限る。)。 2 広域医療搬送活動に関する事(東部、中部、西部に限る。)。
物資班	広域物資輸送拠点の運営支援に関する事。 ----- <広域物資輸送拠点係> 広域物資輸送拠点の設置運営に関する事。
農林班	1 農畜産物及び林産物の被害調査に関する事。 2 農林業者の災害金融に関する事。 3 飼料及び畜産物に関する事。 4 家畜衛生伝染病予防及び防疫に関する事(家畜保健衛生所)。 5 農業災害に関する技術対策の支援に関する事。 6 農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力と体制に関する事。 7 保管農薬の安全管理に関する事。 8 農協施設等共同利用施設の被害調査に関する事。 9 農林業者の生活維持対策指導に関する事。 10 土地改良財産の被害調査に関する事。 11 農地防災ダムの状況報告に関する事。 12 工事中の施設の二次災害防止対策に関する事。 13 農地及び農業用施設の被害調査に関する事。 14 農地及び農業用施設災害の応急復旧に関する事。 15 治山施設及び山地災害危険地区の被害調査に関する事。 16 林業災害の応急復旧事業に関する事。 17 応急復旧用製材品及び合板の斡旋に関する事。 18 森林火災に関する事。 19 造林地等の被害調査に関する事。 20 県営林の被害調査に関する事。 21 孤立防止、代替輸送機能に関する農林道の整備に関する事。 22 農林土木工事設計積算施工管理システムの機能復旧に関する事。 23 保安林の被害調査に関する事。 24 県有防災林の被害調査に関する事。 25 大井川用水施設の点検及び操作に関する事(志太榛原農林事務所)。

区 分	事 務 分 掌
土木班	<ul style="list-style-type: none"> 1 通信手段の運用に関する事。 2 所有車両の運用に関する事。 3 緊急輸送路の輸送機能の確保に関する事。 4 港湾・漁港による輸送機能の確保に関する事。 5 水防活動に関する事。 6 防災情報施設の操作に関する事。 7 津波防護施設の操作に関する事。 8 水面に関する事。 9 貯木場利用者に対する流出対策の実施の要請に関する事。 10 所管公共施設の被害情報収集及び被害調査に関する事。 11 工事中の施設の二次災害防止対策に関する事。 12 公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関する事。 13 建設業者の確保対策に関する事。 14 土木総合電算システムの機能復旧に関する事。 15 各種台帳の管理に関する事。 16 備蓄資材の使用調整に関する事。 17 緊急物資集積場所として提供可能な空地（施設）の確保協力に関する事。 18 斜面判定士の派遣要請に関する事。 19 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び受入れに関する事。 20 被災建築物の応急解体又は震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等に関する事及び建築物の被害調査に関する事。 21 管内市町の公共土木施設に係る被害情報の収集並びに応急復旧対策の指導に関する事。 22 施工中の開発行為、土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び災害応急対策の指導に関する事。 23 所管県営住宅の被害情報収集および被害調査並びに応急修繕に関する事。 24 応急仮設住宅の建設・借上げ及び公営住宅への一時入居に関する事。 25 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関する事。 26 流域下水道施設被災に係る関係機関との連絡及び広域応援に関する事。 27 水洗便所の使用制限についての流域市町への連絡に関する事。 28 港湾・漁港を利用した緊急物資の受入に関する事。 29 緊急輸送ルートを選定に関する事。 30 災害対策本部交通基盤部建設支援班、くらし・環境部建築住宅班との連携・支援に関する事。
出納班	<ul style="list-style-type: none"> 1 集中管理車（協定に基づく調達車両を含む）の配車に関する事。 2 災害時の会計事務に関する事。 3 指定金融機関等の営業状態の把握に関する事。
企業班	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管の工業用水道及び水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 所管の事業用地の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 施工中の所管事業用地の被害調査及び災害応急対策に関する事。
その他の班	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び所管業務における固有の災害応急対策に関する事。 2 他の班の応援に関する事。

静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営方針

平成 2年 2月 23日作成
令和 7年 4月 1日修正

静岡県危機管理部

第1 策定の目的

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等に的確かつ迅速に対応するため、「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和37年12月14日施行）に基づき、静岡県本庁及び出先機関に係る警戒監視及び事前配備体制並びに静岡県災害対策本部及び方面本部に係る体制の整備について、方針を定める。

第2 本部体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火の規模・態様やそれに伴う社会の状況は、複雑多岐に変化することが想定されるため、県本部（県本庁関係部局関係課）は常に即応できるよう、噴火警戒レベル等に応じた万全の配備体制を確保するものとする。

その他の各部各班（課）においては、職員応援等の要請に対応できるよう、日常業務の調整、部内の連絡体制の確立に努めるものとする。

第3 方面本部（出先機関）の体制

伊豆半島東部で予想される群発地震及び火山噴火に伴い、直接的に災害応急対策等の対応が必要とされる賀茂・東部方面本部（賀茂地域局・東部地域局及び管内出先機関）は、要員の参集、指令班の係・分掌・要員配備、県本部又は市町との情報伝達、出先機関相互の連携及びその他必要な事項について体制を確立するものとする。

その他の方面本部（中部・西部地域局及び管内出先機関）においては、県本部から賀茂・東部方面本部及び関係市町等への職員応援要請があった場合に対応できるよう、日常業務の執行・運営に配慮するとともに、地域局は管内出先機関との連絡体制を確立するものとする。

第4 要員の参集

(1) 勤務中の場合

県危機管理部が、県本庁関係部局関係課、関係地域の地域等に配備体制・要員の参集を伝達する。

(2) 勤務外の場合

県危機管理部が、県本庁関係部局関係課の要員及び関係地域の地域局等に配備体制・要員の参集を伝達する。

第5 対応部局

(1) 事前配備体制（災害対策本部が設置される前（警戒体制））

県本庁関係課等、賀茂地域局・東部地域局（管内出先機関を含む。）により対応する。（別紙1 概要図参照）

(2) 災害対策本部体制（災害警戒本部及び災害対策本部）

県本部（県本庁関係課等を含む。）、賀茂・東部方面本部（管内出先機関を含む。）により対応する。（別紙2 概要図参照）

その他の方面本部（中部・西部方面本部）については、応援ができる体制を確保する。

第6 防災関係機関への協力・応援要請

防災関係機関と緊密な連絡体制を確保し、事態の推移に伴い適切な協力又は応援を求め、的確な災害応急対策等を実施する。

第7 その他必要な事項

その他必要な事項については、別に定める。

噴火警戒レベル	警戒・対応の段階	静岡県本部・方面本部の体制	対応部局	備考
レベル1 (活火山であることに留意)	常時警戒監視 群発地震に対する警戒	平 常	危機管理部	通常時の対応
	有感地震に対する警戒 「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」 が発表されたとき	警戒体制	関係課等、出先機関	別紙1の概要図を参照
レベル4 (高齢者等避難)	低周波地震に対する警戒	災害警戒本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照
レベル5 (避難)	火山性微動に対する警戒	災害対策本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照
	災害の発生が切迫し、救助活動に移行する準備	災害対策本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照
	救助活動等の災害応急対策	災害対策本部	本部、方面本部	別紙2の概要図を参照

静岡県災害対策本部(伊豆東部火山群対策)の指令部各班等の事務分掌等

		事務分掌の内容
指令部	対策グループ	1 危機管理監の特命事項 2 情報発信の管理 3 要請対応の調整 4 対策実施状況の記録及び表示 5 陸上支援部隊との調整 6 緊急消防援助隊との調整 7 海上支援部隊との調整 8 ヘリ等航空機の運用の調整 9 緊急輸送ルート調整 10 物流機関との調整 11 市町支援機動班との連絡・調整 12 空港現地運用班の運用 13 燃料の確保・調整 14 ライフライン機関との調整 15 災害救助法の適用
	情報グループ	1 本部指令部から発信する情報の取りまとめ 2 被害地図の作成 3 情報のトリアージ 4 指令部内の情報共有 5 県本部各部各班、方面本部、市町本部、消防本部等の関係機関への情報伝達（一斉FAXを含む） 6 FUJISAN等からの各種情報の取りまとめ 7 I S U Tとの連携連携等、電子地図情報の集約 8 SNS、協定事業者等からの情報収集 9 方面本部との連絡調整
	応援連携グループ	1 本部員会議の運営 2 県本部各部との連携 3 国との連携 4 応援職員の調整
	被災者支援グループ	1 被災者支援状況の取りまとめ 2 被災者支援に係る指令部各班及び各部各班との連絡調整 3 被災者支援に係る中間支援組織との連絡調整 4 被災者支援連絡会の運営

		事務分掌の内容
指令部	総務班	1 災害対策本部の経理 2 国の現地対策本部の受入れ及び支援 3 静岡県地震防災センターにおける本部後方支援 4 本部要員の生活維持 5 業務調整要員の配置調整 6 職員参集状況の取りまとめ
	通信班	1 防災行政無線等の利用、調整 2 防災行政無線、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）等及び国との情報伝達手段の機能確保 3 災害対策本部の情報映像機器の操作等
	広報班	1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じた、災害応急対策実施状況などの災害関連情報の提供 2 記者発表における報道機関への対応 3 県ホームページ、SNS等を利用した情報の発信 4 災害応急対策の実施状況の記録写真等の収集整理 5 広報に要する経費について報道機関との負担区分の協議 6 県幹部、指令部及び各部への取材調整 7 災害時の県民からの問合せへの対応 8 市町、その他機関の要請に基づく広報

対策会議	災害応急対策を推進する上で必要な場合、県本部関係課等（関係班）による対策会議を開催する。
------	--

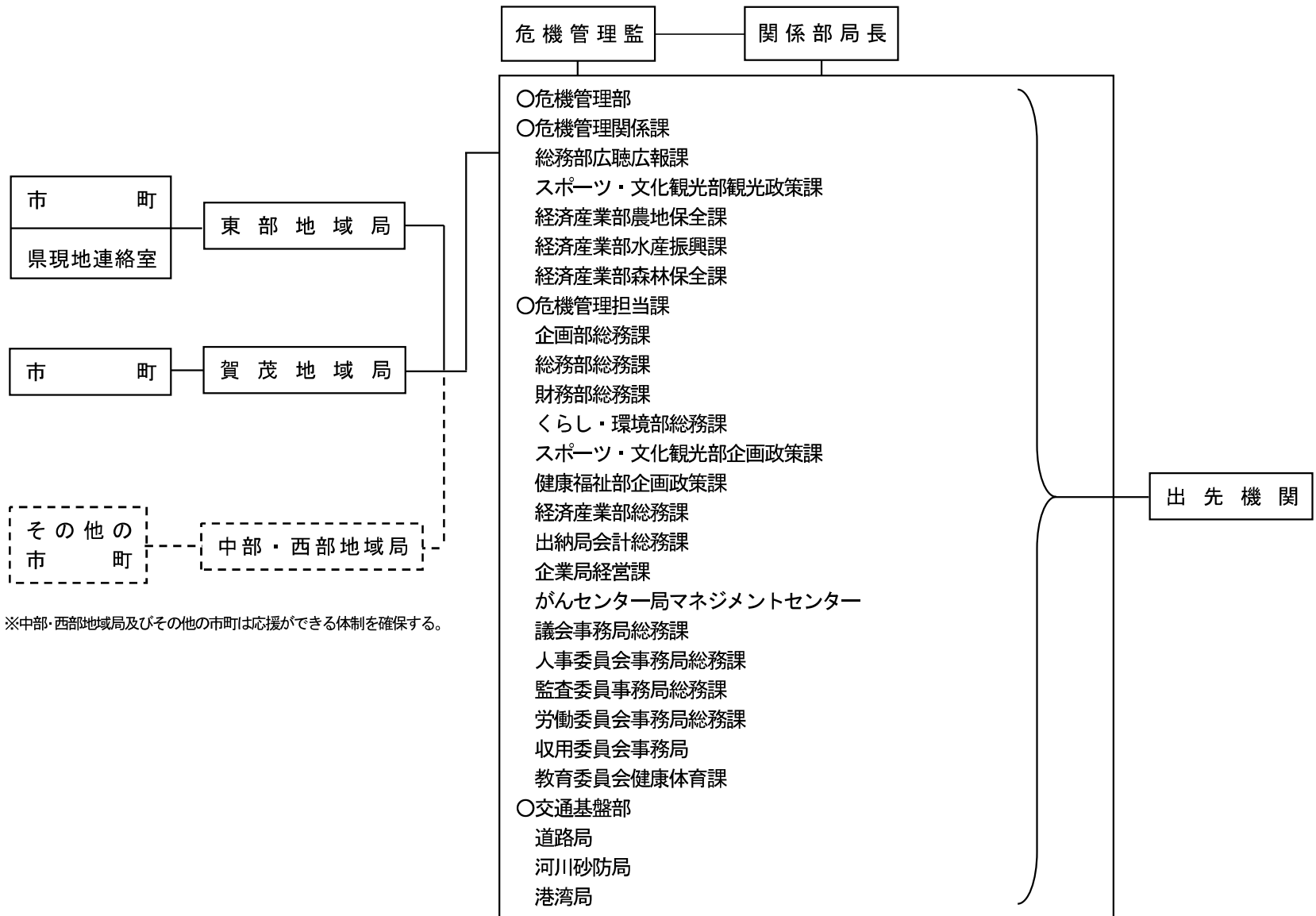
県現地連絡室	方面本部は、災害応急対策の推進の円滑化を図るため、災害現地に連絡調整のための要員を派遣し、現地連絡室を設置する。
--------	--

各部連絡員	各部局との連絡調整
-------	-----------

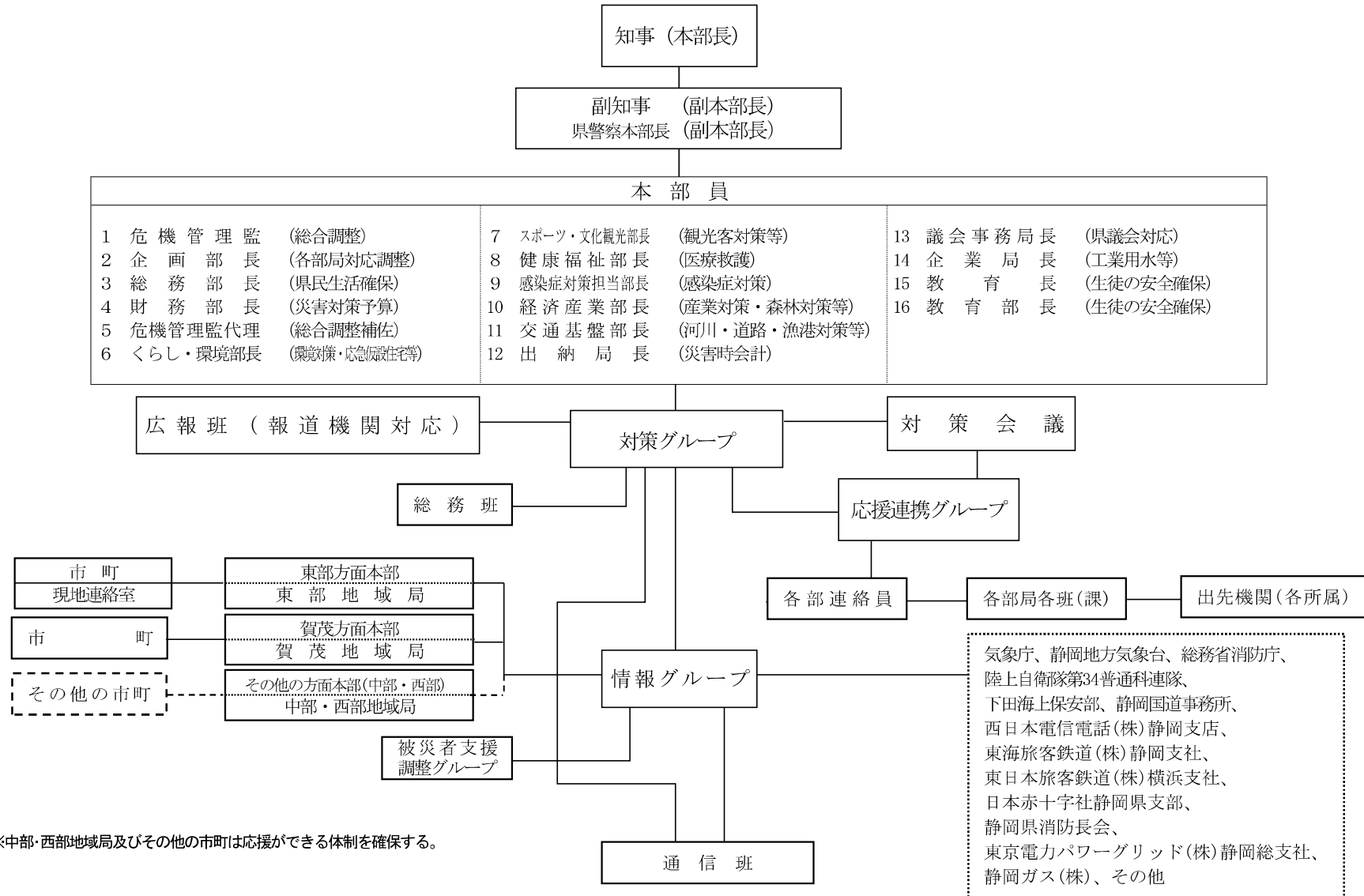
修正履歴

平成 2年 2月23日作成
平成 3年 4月 1日修正
平成 8年 6月25日修正
平成10年 6月30日修正
平成11年 6月30日修正
平成16年 4月 1日修正
平成17年 4月 1日修正
平成19年10月16日修正
平成21年 4月 1日修正
平成22年 4月 1日修正
平成24年 4月 1日修正
平成26年 4月 1日修正
平成27年 4月 1日修正
平成28年 4月 1日修正
平成29年 4月 1日修正
平成30年 4月 1日修正
平成31年 4月 1日修正
令和 3年 4月 1日修正
令和 4年 4月 1日修正
令和 6年 4月 1日修正
令和 7年 4月 1日修正

事前配備体制（災害対策本部（伊豆東部火山群対策）が設置される前（警戒体制））



静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制



※中部・西部地域局及びその他の市町は応援ができる体制を確保する。

静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営細目

平成 2年 2月23日作成

令和 7年 4月 1日修正

静岡県危機管理部

第1 策定の目的

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等に的確かつ迅速に対応するため、「静岡県災害対策本部運営要領」（昭和37年12月14日施行）及び「静岡県災害対策本部（伊豆東部火山群対策）体制運営方針」に基づき、静岡県本庁・出先機関に係る警戒監視及び事前配備体制並びに静岡県災害対策本部・方面本部に係る体制等について、細目を定める。

第2 群発地震・火山噴火の想定及び本部体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火は、その規模・態様がどの程度に及ぶものかを想定することは困難であるが、災害対策本部体制を内部的に検討する過程上の便宜や要員の災害応急対策の円滑化を図るうえでの配慮から、一応の目安としてそれぞれの状況に応じた体制を想定しておくことが効果的と考え、敢えて次により対応することを示すこととしたので、時程、地震・噴火、社会状況の想定趣旨には十分留意されたい。したがって、災害や社会の状況は複雑多岐に変化するもので、県本部各部署各課等及び各方面本部各所属は変化する状況に常に即応できるよう、噴火警戒レベル等に応じた万全の配備体制を確保するものとする。

第3 各方面本部（出先機関）の体制

伊豆半島東部で予想されている群発地震及び火山噴火に係る災害応急対策等に関して、賀茂・東部方面本部（賀茂地域局・東部地域局及び管内出先機関）は、要員の参集、指令部のグループ・班、分掌、要員配備、本部又は市町との情報伝達、出先機関相互の連携及びその他必要な事項について体制を確立するものとする。

その他の方面本部（中部・西部地域局及び管内出先機関）においては、県本部から賀茂・東部方面本部及び関係市町等への職員派遣要請があった場合に対応できるよう、日常業務の執行・運営に配慮するとともに、地域局は管内出先機関との連絡体制を確立するものとする。

時程(想定)	地震・噴火の想定	気象庁の発表	噴火警戒レベル	社会状況の想定	静岡県本部・方面本部体制	本部要員 配備体制
常 時	警戒監視が必要な状況				平 常	危機管理部
約1週間前 ～ 約2,3時間前	地殻変動 群発地震活動開始	噴火予報	レベル1 (活火山で あることに 留意)	住民の不安募る	警 戒 体 制	危機管理部要員 交通基盤部当番 地域局当番 危機管理担当課※2 危機管理関係課※3 等
	顕著な地殻変動 活発な群発地震活動 震源の浅部への移動	伊豆東部の地震活 動の見通しに關す る情報				
約2,3日前 ～ 約2,3時間前	低周波地震の活発化	噴 火 警 報 火山の状況に關す る解説情報(臨時)	レベル4 (高齢者等避難)	要配慮者の避難始まる	災 害 警 戒 本 部	知事・副知事 災害警戒本部員 危機担当監 災害警戒本部指令部 災害警戒方面本部要員 交通基盤部当番 危機管理担当課※2 危機管理関係課※3 等
	低周波地震の多発 火山性微動の発生	〃		一般住民の避難始まる		知事・副知事 本部員 危機担当監 本部指令部 方面本部要員 道路、医療、物資等担当部局 危機管理担当課※2 危機管理関係課※3 等
火山噴火	火山噴火	噴 火 速 報 噴 火 警 報 火山の状況に關す る解説情報(臨時)	レベル5 (避難)	災害応急対策の実施	災 害 対 策 本 部	知事・副知事 本部員 危機担当監 本部指令部 方面本部要員 道路、医療、物資等担当部局 危機管理担当課※2 危機管理関係課※3 等
沈 静 化	地震・噴火沈静化	噴 火 予 報	レベル1 (活火山で あることに 留意) ※1	住民帰宅 応急対策落ち着く 国・現地市等との協議	災 害 対 策 本 部 廃 止	

※1 火山活動が沈静化し、レベル5からレベルを下げる段階で、火山活動の状況に応じてレベル3・2が発表される場合がある。

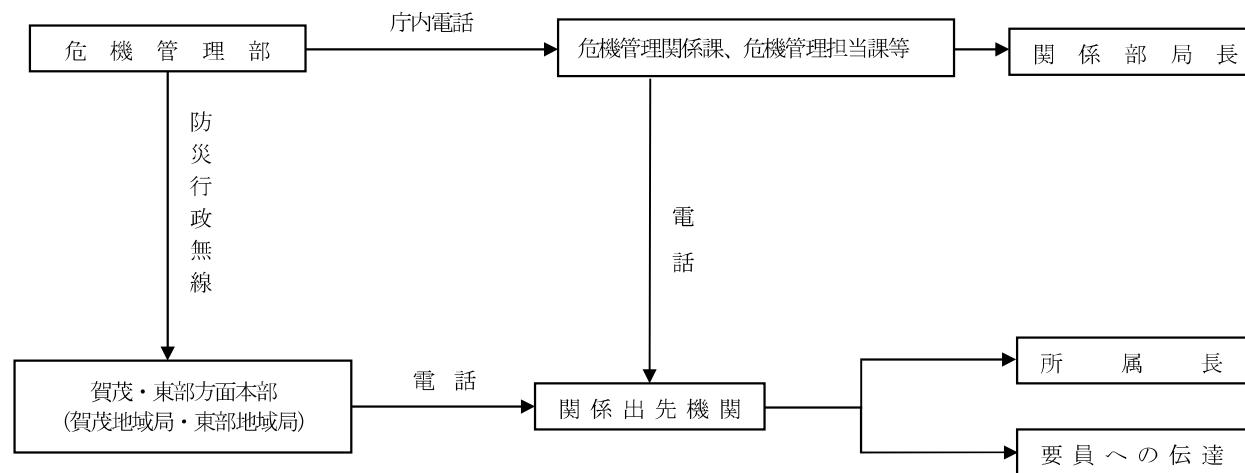
※2 静岡県災害対策本部要領第6条第12項に定める危機管理担当課

※3 静岡県災害対策本部要領第6条第13項に定める危機管理関係課

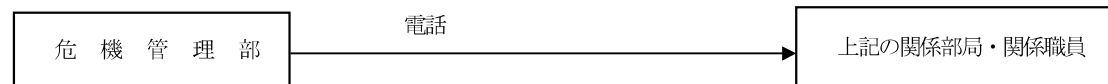
第1章 要員の参集

第1 警戒体制

(1) 勤務中

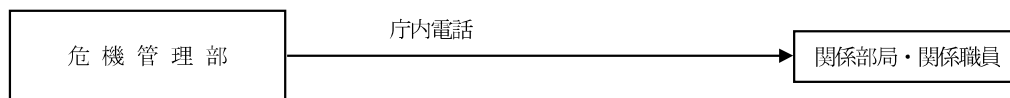


(2) 勤務外

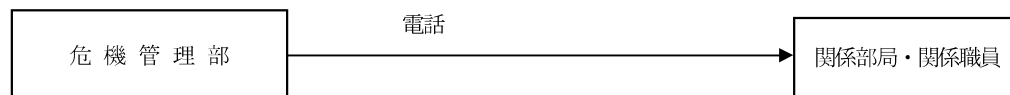


第2 災害対策本部を設置する場合

(1) 勤務中



(2) 勤務外



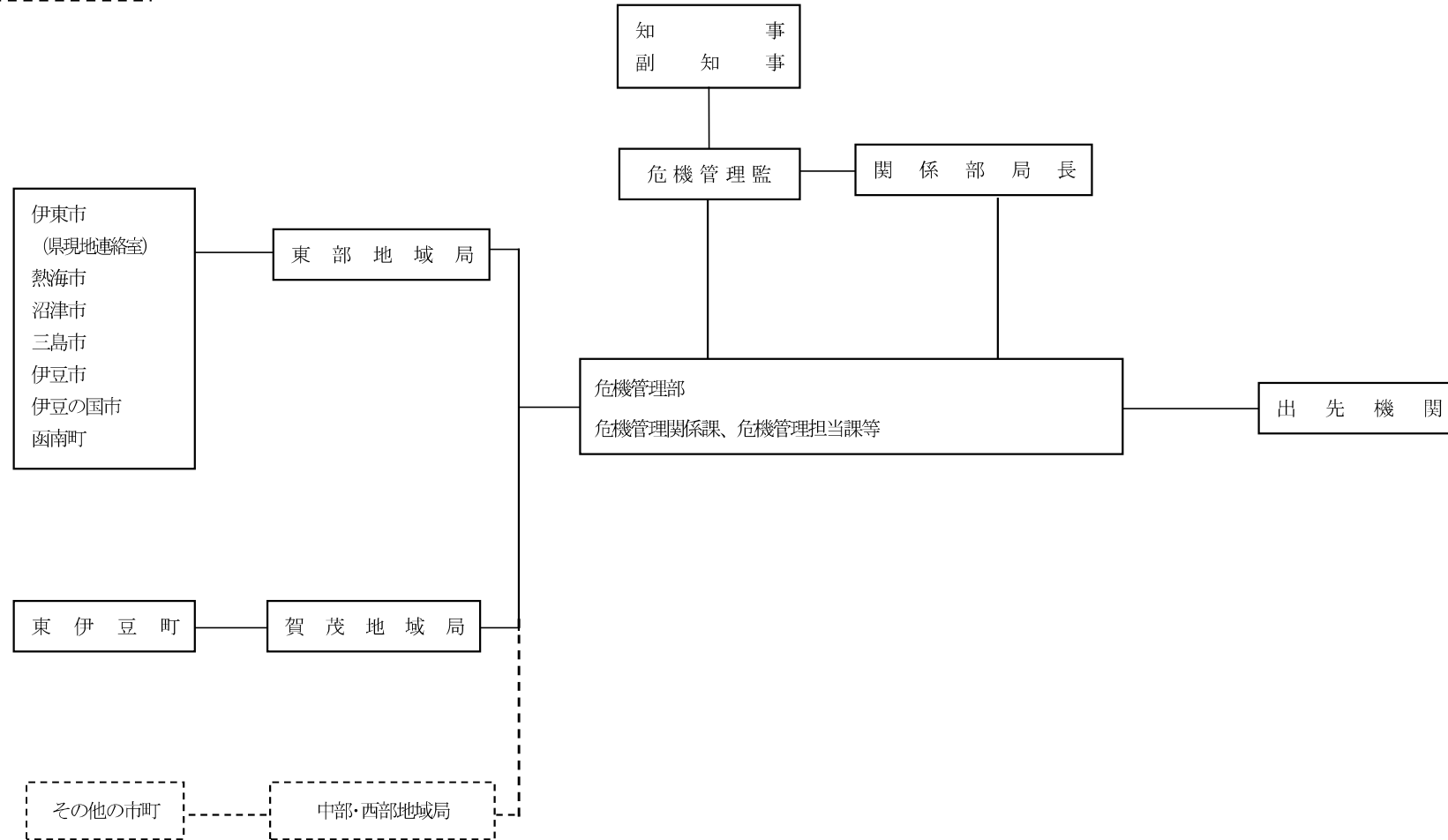
第2章 伊豆東部火山群対策に係る県本部、方面本部及び関係市町の対応の経過想定

県本部 呼 称	I 平 常	II 警 戒 体 制	III 災 害 警 戒 本 部	IV 災 害 対 策 本 部
状況想定	約数日前 ～ 約数時間前		火 山 噴 火 被 害 発 生 災 害 応 急 対 策 の 実 施	
	群発地震始まる	有感地震始まる 低周波地震、火山性微動始まる		
		住民の不安募る	要配慮者の避難始まる	
対応想定		情報収集、連絡活動、住民 避難の行政内部の準備	災害時要援護者の避難対応、 関係機関の内部対応の依頼・確認	災害応急対策の実施
県本部	危 機 管 理 部	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理部 ○危機管理関係課 総務部広聴広報課 スポーツ・文化観光部観光政策課 経済産業部農地保全課 経済産業部水産振興課 経済産業部森林保全課 ○危機管理担当課 企画部総務課 総務部総務課 財務部総務課 くらし・環境部総務課 スポーツ・文化観光部企画政策課 健康福祉部企画政策課 経済産業部総務課 出納局会計総務課 企業局経営課 がんセンター局マネジメントセンター 議事事務局総務課 人事委員会事務局総務課 監査委員事務局総務課 労働委員会事務局総務課 収用委員会事務局 教育委員会健康体育課 ○交通基盤部 道路局 河川砂防局 港湾局 	本部員 指令部職員 対策グループ 情報グループ 応援連携グループ 被災者支援調整グループ 総務班 広報班 通信班 各部連絡員 各部各班	同 左
関係方面本部	-	東部地域局 賀茂地域局 熱海健康福祉センター 下田土木事務所 熱海土木事務所 沼津土木事務所 東部健康福祉センター	東部方面本部 賀茂方面本部 方面本部構成出先機関 現地連絡室	同 左

		賀茂健康福祉センター その他必要な出先機関 現地連絡室	その他必要な方面本部	
関 係 町 市	-	伊 東 市 熱 海 市 東伊豆町 沼 津 市 三 島 市 伊 豆 市 函 南 町 伊豆の国市 (状況による市町)	同 左	同 左

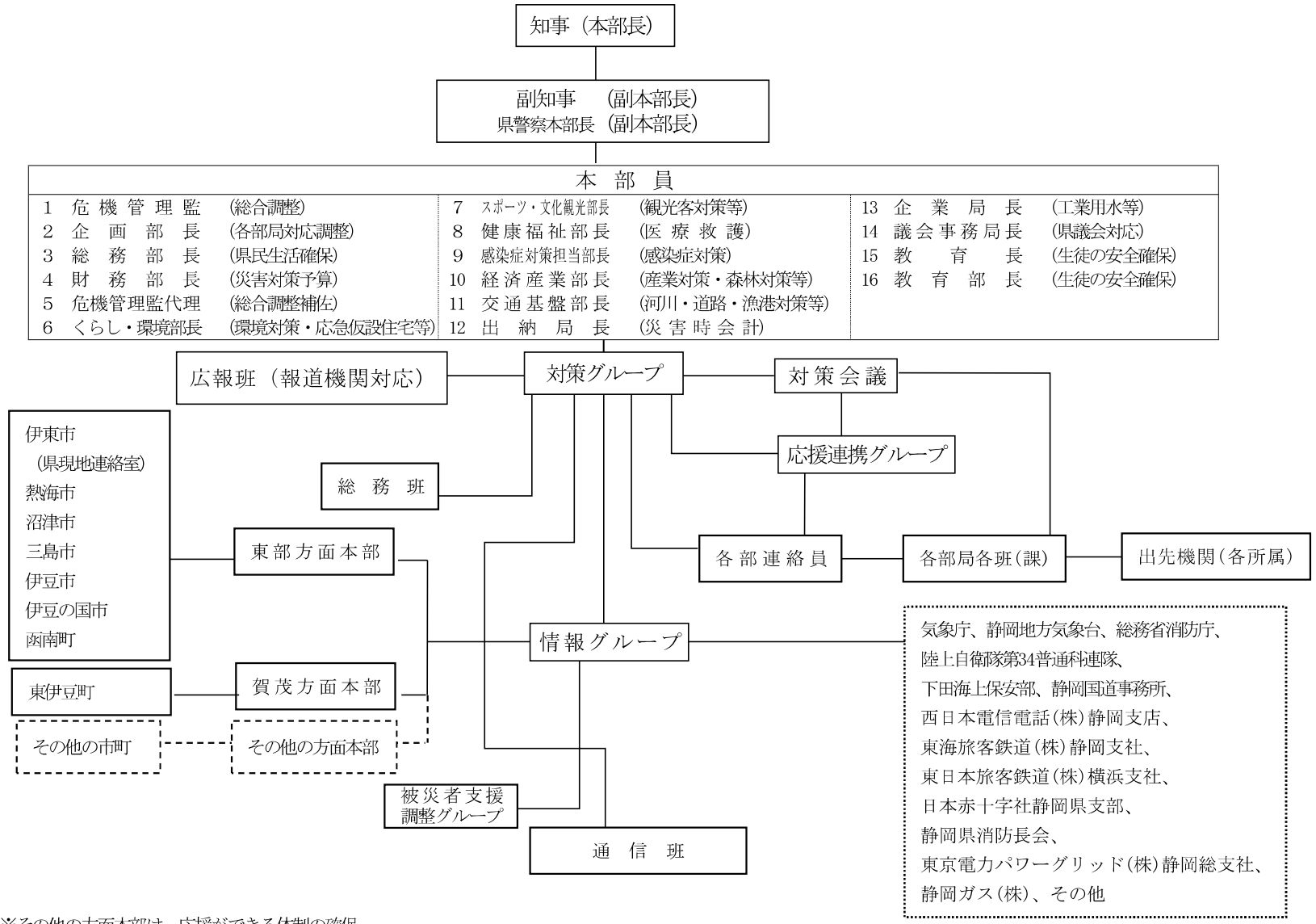
第3章 伊豆東部火山群対策に係る対応概要図

第1 警戒体制



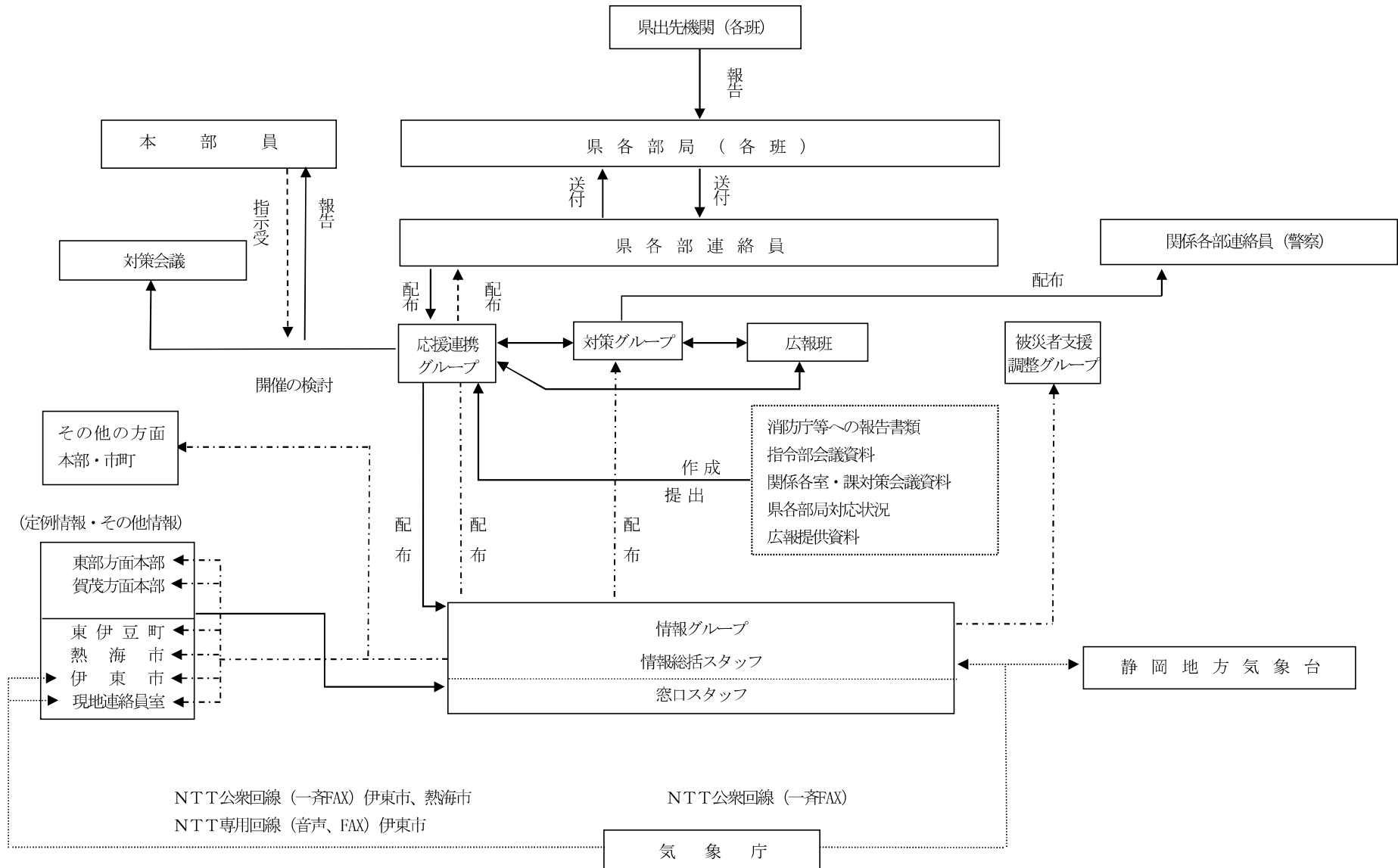
※応援できる態勢の準備

第2 災害対策本部



※その他の方面本部は、応援ができる体制の確保

第4章 静岡県災害対策本部情報伝達・回付先系統図



県本部受理情報・作成資料等の配布先、部数標準（目安）一覧

(注) 下記の注意書きに留意のこと。数字は配布部数を示す。

回付(送致)先 受信(回付)元	応援連携グループ	対策グループ	総務班	被災者支援調整グループ	情報グループ (受付)	情報グループ (情報総括)	各部連絡員	関係各部連絡員	広報班	本部員会議	関係課 対策会議	合計	取り扱い情報(資料)等の 概要(詳細は事務分掌)
応援連携グループ	1	1	1	—	1	11	—	1	18	α	$34 + \alpha$	本部員からの指示、徹底事項 動員、国報告、本部員・対策会議、 部局状況、広報等	
情報グループ (受付スタッフ)	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	方面本部等体制、避難・受入れ、被 害状況、市町対応、防災機関対応等
情報グループ (情報総括スタッフ)	1	1	1	1	11	—	1	—	—	—	—	15	地震、火山情報、テレビ情報
各部連絡員	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	各部局の対応、受理の情報等

- 1 太線(—)の上段は内部で作成する資料等の配布処理で、太線(—)の下段は方面本部、国、防災関係機関等の外部情報の配布処理を示すものである。
- 2 本表は要員が、配布先等を了知しやすいための便宜に作成したものである。
状況により運営の円滑化を図るため、配布先、部数等は変更される場合がある。
- 3 太線(—)の下段の係が扱う情報の配布処理はおおむね本表どおりに処理可能と思われるが、太線(—)の上段が扱う本部内作成資料等の配布先は内容、状況や各班等(応援連携グループ、対策グループ、情報グループ(情報総括スタッフ))の一体的連携を考慮すると短絡的には示しきれない面もあるので、直接資料等を作成する情報グループ(情報総括スタッフ)と対策グループは連携を密にし、配布先、部数等状況に応じた確かな対応にあたること。
- 4 情報グループ(情報総括スタッフ)の1部は、時系列資料作成と機関別保管・整理の便宜のためである。
- 5 広報資料は広報班へ応援連携グループから配布するので、情報班、各部連絡員が広報班へ直接配布することはない。
広報班は、必要部数を整え(コピー)て、広報提供にあたる。
- 6 特に、対策グループ及び県警察各部連絡員は、相互の情報交換の円滑化と取り扱いの適正化に充分留意する。

第5章 県本部・方面本部（伊豆東部火山群対策）対応の要員体制

部局名	I 平常	II 警戒体制 18～21	III 災害警戒本部 全員	IV 災害対策本部 全員
危機管理部		18～21	全員	全員
本庁各部				
本部員		—	16	16
危機担当監		—	12	12
危機管理関係課				
総務部広聴広報課		1	1	1
スポーツ・文化観光部観光政策課		2	2	2
経済産業部農地保全課		1	1	1
経済産業部水産振興課		1	1	1
経済産業部森林保全課		1	1	1
危機管理担当課				
企画部総務課		2	3	3
総務部総務課		2	3	3
財務部総務課		2	3	3
暮らし・環境部総務課		2	3	3
スポーツ・文化観光部企画政策課		2	3	3
健康福祉部政策管理局企画政策課		2	3	3
経済産業部総務課		2	3	3
出納局会計総務課		2	3	3
企業局経営課		2	3	3
がんセンター局マネジメントセンター		1	1	1
議会事務局総務調査課		2	3	3
人事委員会事務局総務課				
監査委員事務局総務課		1	3	3
労働委員会事務局総務課				
収用委員会事務局		1	1	1
教育委員会健康体育課		2	3	3
県本部指令部（危機管理部以外）		—	※	全員
交通基盤部				
道路局		1	1	1
河川河防局		1	1	1
港湾局		1	1	1
その他の局		交通基盤部の定めるところ		同左
賀茂、東部方面本部		方面本部の定めるところ		同左

※必要により、本部長等は本部指令部員を動員することができる。

修正履歴

平成 2年 2月23日作成
平成 3年 4月 1日修正
平成 8年 6月25日修正
平成10年 6月30日修正
平成11年 6月30日修正
平成16年 4月 1日修正
平成17年 4月 1日修正
平成19年10月16日修正
平成21年 4月 1日修正
平成22年 4月 1日修正
平成24年 4月 1日修正
平成26年 4月 1日修正
平成27年 4月 1日修正
平成28年 4月 1日修正
平成29年 4月 1日修正
平成30年 4月 1日修正
平成31年 4月 1日修正
令和 6年 4月 1日修正
令和 7年 4月 1日修正

○静岡県地震対策推進条例

平成8年3月28日

条例第1号

静岡県地震対策推進条例をここに公布する。

静岡県地震対策推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 県及び市町の責務等(第2条―第11条)

第3章 県民の責務(第12条―第14条の2)

第4章 既存建築物等の耐震性の向上(第15条―第20条)

第5章 地震発生時の緊急交通の確保

第1節 地震発生時の交通規制等(第21条―第24条)

第2節 道路の迅速な復旧(第25条・第26条)

第3節 陸海空の緊急輸送の確保(第27条―第30条)

第6章 被災建築物の応急危険度判定(第31条―第33条)

第6章の2 復旧及び復興対策(第33条の2)

第7章 雑則(第34条―第38条)

附則

静岡県は、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき静岡県地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかし、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災及び平成28年4月に発生した熊本地震は、改めて大地震や津波の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

東海地震、南海トラフ地震、相模トラフ沿いの地震などの大地震が予想される本県にとって、地震対策の一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

また、地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠である。

この条例は、行政とともに県民がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明らかにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、全ての人々の合意を示すものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。
(一部改正〔平成18年条例48号〕)

第2章 県及び市町の責務等

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(県の責務)

第2条 県は、その組織及び機能の全てを挙げて、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

- 2 県は、市町、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。
- 3 県は、市町が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。
- 4 県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
- 5 県は、市町と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練を実施し、様々な地震の教訓を伝承すること等により、県民の防災行動力の向上に努めなければならない。
- 6 県は、市町と連携して、消防団の充実強化の支援に努めなければならない。
- 7 県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町が行う自主防災組織の育成を支援しなければならない。
- 8 県は、地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。)を明らかにし、市町と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。
- 9 県は、市町と連携して、男女共同参画の視点に立った地震対策の推進に努めなければならない。
- 10 県は、市町、国の機関その他防災関係機関、事業者及び県民と連携して、地震が発生した場合における帰宅困難者(長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することができない者をいう。以下同じ。)による混乱の発生を防止するため帰宅困難者が一斉に帰宅することの抑制に係る周知、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、徒歩等により帰宅する帰宅困難者を支援するため地震災害及び交通に関する情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 11 県は、市町が行う避難のための安全確保に関する措置に関して、市町から助言を求められた場合においては、速やかに必要な助言をするものとする。

- 12 県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、地震災害に関する情報の提供等に努めなければならない。
- 13 県は、市町と連携し、地震により被災した者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他地震により被災した者の保護に配慮するよう努めなければならない。
(一部改正〔平成18年条例48号・28年43号〕)

(他の地方公共団体等との協力)

- 第3条 県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。
- 2 県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

(資料、研究等の成果の公表)

- 第4条 県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

(職員の責務)

- 第5条 県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかななければならない。
- 2 県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したときは、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

(市町の責務)

- 第6条 市町は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。
- 2 市町は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。
 - 3 市町は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
 - 4 市町は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。
(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(避難所運営体制の整備等)

- 第7条 県は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、市町等が行う避難地及び避難所の確保、避難所の安全対策の実施並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

2 避難所を運営する市町等は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、自主防災組織又は避難所に係る施設を管理する者の協力を得て避難所を運営するものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(地域防災技能者の育成)

第 8 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において地域における地震防災活動が積極的に行われるよう、消火、救出救助、応急手当等の地震防災に関する知識、技能等が習得できる講習会を開催する等により、地域における地震防災活動の中心となる者の育成に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(要配慮者への配慮)

第 9 条 県は、市町と連携して、障害者、高齢者、乳幼児、外国人その他の者で地震が発生した場合にその対応に困難を伴うことが予想されるものについて、避難誘導、介護支援等その困難の解消に配慮した地震対策を講ずるよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(死体の捜索及び処理)

第 9 条の 2 県は、市町が行う死体の捜索及び処理（以下「捜索等」という。）が適切に実施されるよう、死体の捜索等に係る計画の策定を求めるとともに、死体の捜索等に関する体制の整備を支援するものとする。

(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

(災害ボランティア活動への支援)

第 10 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(地震により発生した廃棄物の処理体制)

第 11 条 県は、地震により発生した廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を速やかに除去できるよう、市町が行う地震により発生した廃棄物の処理に関する体制の整備に協力するものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

第 3 章 県民の責務

(県民の責務)

第 12 条 県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日頃から、地震及び地震防災

に関する知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。

- 2 県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。
- 3 県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震が発生した場合において発揮できるよう努めなければならない。
- 4 県民は、様々な地震の教訓を伝承し、地震対策に活用するよう努めなければならない。
- 5 県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震が発生した場合において地震防災活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めなければならない。
- 6 県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって冷静かつ積極的に行動するよう努めなければならない。
- 7 県民は、沿岸部等において、地震による強い揺れ若しくは長い揺れを感じた場合又は気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく津波注意報、津波警報又は津波特別警報があった場合には、一人ひとりが率先し、かつ、直ちに津波による浸水のおそれがない場所まで避難するものとする。
（一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕）

（自主防災組織の活動）

- 第 13 条 自主防災組織は、日頃から、消火、救出救助、応急手当等について実践的な知識、技能等を有する者のみならず多くの人々の積極的な参加により組織の充実に努めるとともに、実践的かつ効果的な防災訓練の実施等によりその活動の強化に努めなければならない。
- 2 自主防災組織は、日頃から、地震による地域の危険度、地域住民の居住状況等地域の現状を十分に把握し、防災のための資材及び機材を整備するよう努めなければならない。
 - 3 自主防災組織は、地震が発生したときは、地域において、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。
 - 4 自主防災組織は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるようにするため、避難所の運営に関して協力し、並びに市町等との間及び自主防災組織内での役割分担を確立するよう努めなければならない。
（一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕）

（事業者の責務）

- 第 14 条 事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参

加するための体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、地震が発生したときは、帰宅困難者による混乱の発生を防止するため、事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設への待機の要請、従業員等と家族等との連絡手段の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、出火の防止、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(学校等の設置者の責務)

- 第 14 条の 2 学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。)の設置者は、防災教育を行うよう努めるものとする。
(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

第 4 章 既存建築物等の耐震性の向上

(既存建築物の耐震性の向上)

- 第 15 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項に規定する要安全確認計画記載建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震診断を行わなければならない。
- 2 既存建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成 7 年政令第 429 号)第 3 条ただし書に規定するものを除く。))をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。
 - 3 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。
 - 4 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。
 - 5 知事は、緊急輸送路、避難路(市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路

及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物について、必要な耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(一部改正〔平成18年条例48号・28年43号〕)

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

第16条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。

5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(ブロック塀等の安全性の向上)

第17条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助

言をすることができる。

- 5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
- 6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(自動販売機の安全性の向上)

第 18 条 自動販売機(屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下同じ。)の所有者等及び据付け業者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定める自動販売機の据付け基準に適合するように自動販売機を据え付けなければならない。

- 2 自動販売機の所有者等は、自動販売機を据え付けたときは、その自動販売機の据付け年月日、所有者等の氏名又は名称、その連絡先その他規則で定める事項を自動販売機の見やすい場所に表示しておくとともに、前項の据付け基準に適合するように自動販売機の据付けの安全性を維持するものとする。
- 3 県は、市町と連携して、自動販売機の据付け状態等を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
- 4 知事は、市町長と連携して、自動販売機の地震に対する据付けの安全性を確保するため、自動販売機を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。
- 5 知事は、市町長の協力を得て、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、自動販売機の所有者等に対し、据付け方法の改善等について指導及び助言をすることができる。
- 6 知事は、市町長の協力を得て、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する自動販売機について、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該自動販売機の所有者等に対し、転倒防止のための補強、据付け方法の改善等必要な措置を指示することができる。
- 7 県は、自動販売機の据付けの安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(防災上重要な建築物等の耐震性の確保)

第 19 条 県は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる災害対策本部及び方面本部の庁舎並びに警察及び消防の庁舎、医療活動の中心となる病院、避難所となる学校等その他防災上特に重要な建築物について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。

- 2 県は、災害応急対策を円滑に実施するため、情報の収集及び伝達、交通規制、消火、医療救護等に関する防災上特に重要な設備について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。
(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(文化財等の安全性の向上)

第20条 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件(以下「文化財等」という。)の所有者等は、文化財等が後の世代に引き継がれる貴重な財産であるとの観点からその耐震性の向上に努めるとともに、地震による人的被害を防止するため、文化財等の安全性の確保に努めなければならない。

第5章 地震発生時の緊急交通の確保

第1節 地震発生時の交通規制等

(緊急交通の確保のための総合調整)

第21条 県は、地震発生後の消火、救出救助、救援その他の応急措置の迅速かつ円滑な実施に必要な緊急交通を確保するため、市町、国の機関その他防災関係機関、関係事業者等との総合的な調整を行うものとする。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(交通規制への協力等)

第22条 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において車両の通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、当該通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を広報し、県民の協力を求めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合において、公安委員会が行う被災地域及びその周辺の地域における車両の通行禁止等に従うだけでなく、消火、救出救助、救援その他の応急措置を行う緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(車両の使用に関する順守事項)

第23条 県民は、地震が発生したときは、車両の使用に関し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 避難に当たっては、車両の使用を自粛すること。
- (2) 車両を運転しているときは、道路の左側に停止すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できる限り車両を道路外に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車すること。

(交通指導経験者への協力要請)

第24条 公安委員会は、地震が発生した場合における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、交通指導の実務経験を有する者に対し協力を要請することができる。

第2節 道路の迅速な復旧

(道路上の障害物の除去等の体制)

第25条 知事は、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、

通行の妨害となる物件の除去及び被災した道路の迅速な応急復旧に関し必要となる事項について、公安委員会、他の道路管理者、関係事業者等とあらかじめ協議し、地震発生後直ちに対応できる体制を確立しておくものとする。

(空き地等の使用)

第 26 条 広場その他の空き地等の所有者等は、地震が発生した場合において、次に掲げる空き地等の使用の申し入れがあったときは、その使用に積極的に協力しなければならない。

(1) 警察官が緊急通行車両の円滑な通行を確保するため通行の妨害となる道路上の物件の一時保管を目的として行う使用

(2) 道路管理者が被災した道路を応急復旧するため道路上の廃棄物の仮置きを目的として行う使用

2 知事は、市町長と連携して、前項各号の使用が円滑にできるよう空き地等の調査を行い、あらかじめ、その所有者等に協力を依頼する等により、その確保に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第 3 節 陸海空の緊急輸送の確保

(緊急輸送路の整備等)

第 27 条 県は、他の道路管理者と連携して、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急輸送路の整備に努めるとともに、あらかじめ、緊急輸送路の路線及び区間を県民に周知しておくものとする。

(住民の交通手段の確保)

第 28 条 知事は、市町長と連携して、地震の発生により他に交通手段が確保できない場合において、被災地域の住民の生活に著しい支障が生じていると認めるときは、自動車運送業者による臨時バスの運行を要請する等により、被災地域の住民の交通手段の確保に努めるものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(海上輸送の確保)

第 29 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、港湾及び漁港の耐震岸壁の整備に努めなければならない。

2 県は、市町及び国の機関と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ船舶運送業者等と協議し、食料その他の救援のための物資等を円滑に輸送できる体制を確立するよう努めなければならない。

3 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため特に必要があると認めるときは、漁船の所有者等に対し、輸送活動に従事することを要請することができる。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(航空輸送の確保)

第 30 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において迅速な救出救助、医療救護、救援等に必要な航空輸送を確保するため、臨時ヘリポートの整備等によりヘリコプターを積極的に活用する輸送体制を確立するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第 6 章 被災建築物の応急危険度判定

(応急危険度判定の実施等)

第 31 条 知事は、余震による被災した建築物の倒壊等により生ずる二次災害を防止するため市町長が実施する応急危険度判定(被災した建築物の危険度の応急的な判定をいう。以下同じ。)に積極的に協力し、必要があると認めるときは、自らもこれを実施するものとする。

2 知事は、市町長と連携して、応急危険度判定が円滑に実施されるよう、その実施体制の整備及び充実に努めるとともに、応急危険度判定について県民への啓発を行うものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(応急危険度判定士)

第 32 条 知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、及び登録するものとする。

2 知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。

4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(被災建築物の居住者等の協力等)

第 33 条 被災した建築物の居住者又は所有者等は、第 31 条第 1 項の規定による応急危険度判定に協力しなければならない。

2 応急危険度判定を受けた被災した建築物の居住者又は所有者等は、その判定の結果に応じ必要があるときは、入居者又は利用者の避難、当該建築物の応急補強その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 6 章の 2 復旧及び復興対策(第 33 条の 2)

第 33 条の 2 県は、市町と連携し、地震による災害が発生した場合において迅速な復旧及び復興が行えるよう、安全かつ安心であって、魅力ある地域づくりを進めるよう努める

ものとする。

- 2 県は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町、国、事業者、ボランティアその他の関係者と連携して、必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に関し必要な対策を的確に実施するものとする。
- 3 県民は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。
- 4 事業者は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

第 7 章 雑則

(補償)

第 34 条 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)によってはその損害がてん補されない場合であって、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときはその限度において、議会の議決を経て定めた額の補償をすることができる。

- 2 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合(その損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において、議会の議決を経て定めた額の賠償をすることができる。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(災害応急対策に関する協定)

第 35 条 県は、地震が発生した場合における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事業者その他関係者の協力を得て、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送の確保、応急復旧工事の施工その他の規則で定める事項について協定を締結しておくよう努めなければならない。

(公表)

第 36 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定による既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

(資料の提出、報告、調査等)

第 37 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。)の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報

告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若しくは関係者に必要な事項について質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 21 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 25 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例)

- 2 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略